

水道事業における総合評価導入に関する手引き

平成19年10月

社団法人 日本水道協会

目 次

はじめに	1
1. 制度のあらまし	2
1-1. 品確法について	3
1-2. 基本方針について	4
1-3. 総合評価方式について	6
1-4. 総合評価方式に関連する用語の定義	11
2. 総合評価方式の手続き	12
2-1. 簡易型	14
2-1-1. 総合評価の内容の決定	15
2-1-2. 公告・入札説明書の交付	28
2-1-3. 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）	29
2-1-4. 技術提案の評価	32
2-1-5. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）	33
2-1-6. 学識経験者の選任・意見聴取	33
2-1-7. 情報公開	35
2-1-8. 留意事項	36
2-1-9. 市区町村向け簡易型	36
2-2. 標準型	39
2-2-1. 総合評価の内容の決定	40
2-2-2. 公告・入札説明書の交付	45
2-2-3. 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）	45
2-2-4. 技術提案の評価	45
2-2-5. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）	46
2-3. 高度技術提案型	47
2-3-1. 高度技術提案型とは	47
2-3-2. 総合評価の内容の決定	50
2-3-3. 公告・入札説明書の交付	54
2-3-4. 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）	54
2-3-5. 技術提案の審査	54
2-3-6. 技術提案の改善（技術対話）	55
2-3-7. 予定価格の作成	55
2-3-8. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）	56
3. 想定集	57
3-1. 簡易型の事例	58

3-2. 標準型の事例	91
3-3. 高度技術提案型の事例	106
3-4. 評価項目の配点手法	112
4. 参考資料	
4-1. 入札公告の例	119
4-2. 入札説明書の例	121
4-3. 水道工事等総合評価方式実施要綱の例	128
4-4. 公共工事の品質確保の促進に関する法律（原文）	133
4-5. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進 するための基本的な方針（原文）	136
4-6. 関係法令	144
4-7. 水道事業における総合評価方式の実施事例	146
5. 今後の方向性と課題	147
審議経過	150
委員名簿	151
参考文献	152

はじめに

本手引きは、第74回総会において「水道事業における民間企業への発注方法のあり方」について検討を求める緊急動議が提出されたことを受け、日本水道協会が「水道事業における調達方式のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行ったものである。

水道事業者は、人口減少時代の到来や節水社会による使用量の減少等により料金収入が伸び悩む中、近年、頻発して発生する大規模地震や台風等風水害による自然災害への対策や経年施設の更新・再構築や新たな水質問題への対応などに迫られており、大変厳しい経営環境にある。さらには、いわゆる2007年問題と言われている職員の大量退職による水道技術の継承問題への対応など、多くの課題に直面している。

こうした中、将来に向けて持続可能な水道事業を確立していくためには、民間の技術力をより有効に活用する観点からも水道事業における調達方式について、公共工事については、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を機に、また、業務委託については、平成14年4月に施行された「改正水道法」による「第三者委託制度」を機に、一から見直す良い機会となっている。

総合評価方式は公共工事の品質確保の主要な取り組みと位置づけられているが、その導入状況は、一部の大規模な水道事業者において試行的に進められているものの、水道事業全体から見ればやっと緒についたところというのが現状である。このため、今後、全国の水道事業者においても積極的な導入実施が期待されているところである。

本手引きは、こうした現状を踏まえ、中小規模の水道事業者も容易に導入できることを念頭に置いて、総合評価を導入する場合に必要な手続きや評価基準、実施事例等を示したものである。

なお、水道工事の発注については、一般の建設工事と基本的に異なるものではなく、また契約担当部署が一元化されている自治体も多いことから、総合評価方式の手続きなどは、国土交通省の「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の各種報告書から多くを引用させていただいている。本書とあわせてこれらを参照されると、より一層理解が深まるのではないと思われる。

総合評価方式は、いわば成長過程にあり、今後、実績を積み重ね検証を行いながら、より普遍的な契約制度へと高めていく必要がある。このような理解の下に本手引きが活用され、価格・品質共に優れた調達の実施に少しでも寄与できれば幸いである。

水道事業における調達方式のあり方に関する検討会

委員長 茂庭竹生

1. 制度のあらまし

公共工事は、調達時点で品質を確認できる一般的な物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により工事目的物の品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

公共工事の調達方式は、これまで、価格のみの競争により行われてきたが、低価格入札やくじ引きによる施工業者の選定・決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等が懸念されている。

このような背景から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、同年8月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

さらに、大規模工事に限られていた総合評価方式を中小規模工事へも適用する取り組みとして、総合評価方式活用検討委員会（国土交通省）から「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（以下「活用ガイドライン」という）が平成17年9月に、「総合評価方式適用の考え方」が平成19年3月に示されたところである。

ここでは、新たに総合評価方式を導入する発注者の視点に立ち、これらの制度について簡単に説明する。

品確法(平成17年4月1日施行)

- ・公共工事の調達を従来の「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面からの競争に転換することを打ち出した法律

基本方針(平成17年8月26日閣議決定)

- ・品確法に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

総合評価方式(活用ガイドライン等)

- ・品質確保や品質向上の技術提案といった価格以外の要素を含めて評価する落札方式の活用促進を図るガイドライン

1-1. 品確法について

1) 総合評価方式の導入(基本理念)【品確法第3条第2項】

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されており、総合評価方式の導入を基本理念で示している。

2) 基本方針の策定、地方公共団体の責務【品確法第8条第1項、9条】

政府は「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」を定め、これに従い、各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

3) 技術的能力の審査【品確法第11条】

発注者は、公共工事の契約につき競争に付するときは、競争参加者について工事の経験、施工状況の評価、当該工事の配置予定技術者の経験等の技術的能力に関する事項を審査しなければならないとされている。したがって、発注者は全ての競争入札工事に対し、参加者の技術的能力について審査を行わなければならない。

4) 技術提案【品確法第12条】

発注者は当該工事の内容に応じて、競争参加者に対し、技術提案を求めるよう努め、技術提案がされたときは、これを適切に審査・評価しなければならない。なお、技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができることも規定されている。

1-2. 基本方針について

基本方針に基づく、落札者決定までのフローを図1-2.1に示す。

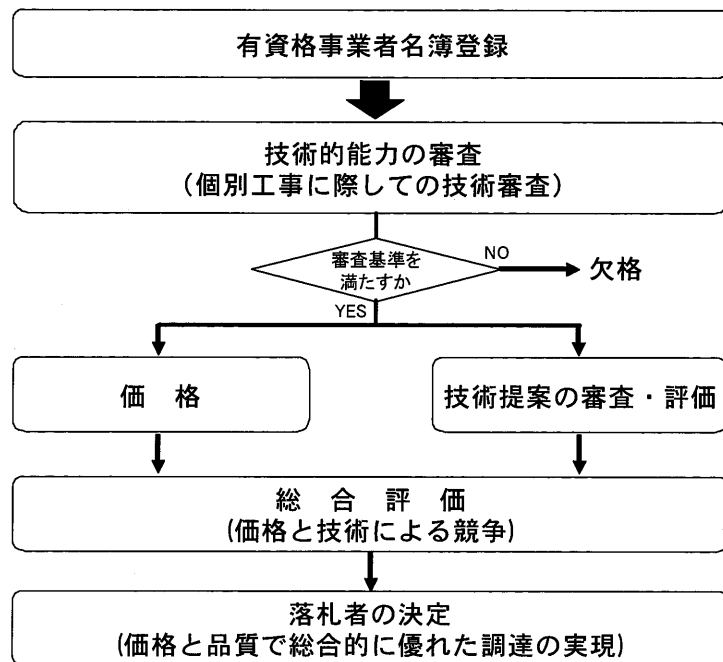


図1-2.1 基本方針に基づくフロー

1) 品質確保促進の意義【基本方針第1】

公共工事の品質確保を図るためには、技術的能力を有する参加者の競争が実現され、価格以外の多様な要素を考慮して価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

このために、発注者は事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行なうとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするを原則とする。

2) 有資格者名簿の作成に際しての資格審査【基本方針第2の2(1)】

定期的に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

資格審査に際しては、経営事項評価点数、工事成績等による技術評価点数等により適切に評価する。

3) 技術的能力の審査（個別工事に際しての技術審査）【基本方針第2の2(2)】

技術的能力の審査では、入札に参加する企業の施工実績、配置予定技術者の能力、簡易な施工計画等の審査を行うとともに必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行い適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

なお、審査の結果、審査基準を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

4) 技術提案の審査・評価【基本方針第2の3(2)】

技術提案の審査^{※1}は、技術提案（施工計画、品質管理、高度な技術提案）の妥当性、適切性、品質管理の頻度、実現性、安全性等について審査を行うものとする。

技術提案の評価^{※2}は、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い評価を行うものとする。

なお、簡易型については、前項『3) 技術的能力の審査』の審査基準を満たした施工実績、配置予定技術者の能力、簡易な施工計画等によって評価するが、ここで行った審査以外の評価項目や評価基準を設定して評価することもできる。

※1 審査:最低限の要求を満たしているかの確認

※2 評価:優劣の判定や順位の決定

5) 国等による発注者の支援【基本方針第2の8(1)】

各発注者は、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施できる者の能力を活用するように努めるものとされている。このような発注者に対して国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとされている。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受け入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

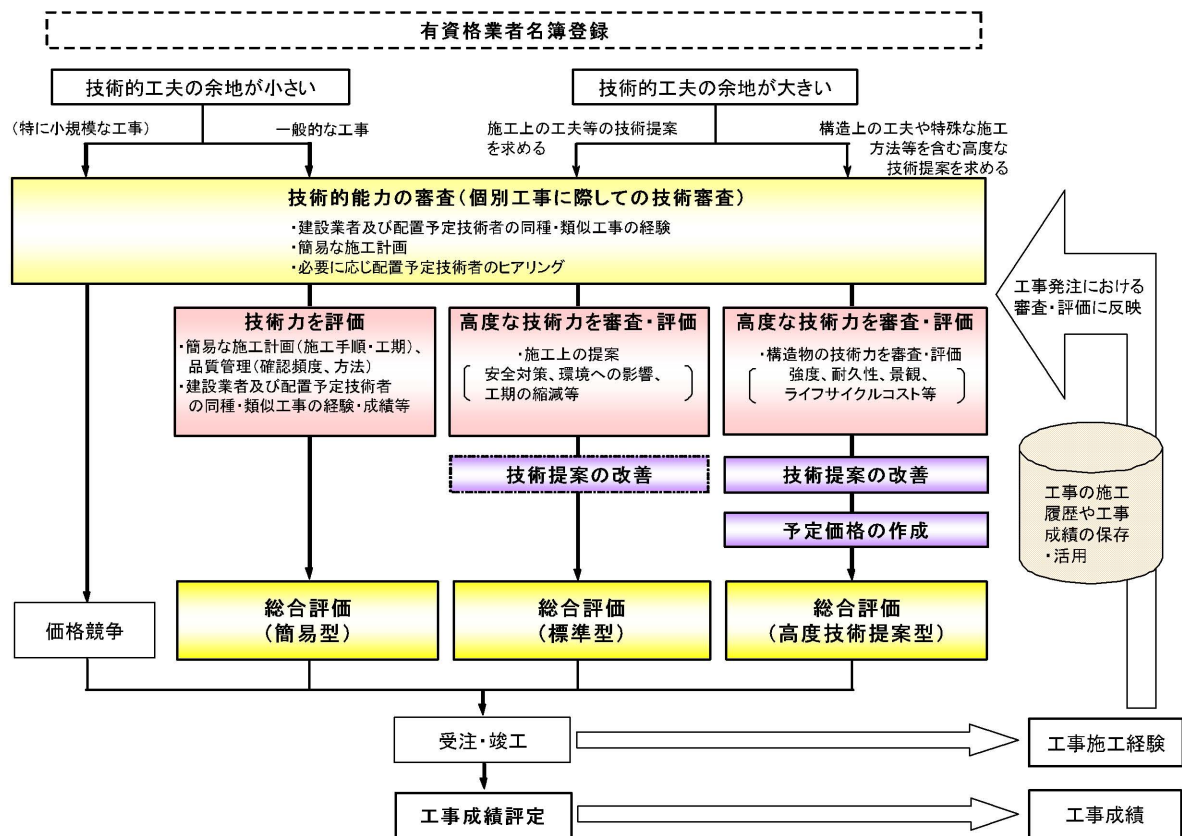
ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

1-3. 総合評価方式について

総合評価方式とは企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争方式）とは異なり、総合評価方式は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されている方式である。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図1-3.1に示す。



- ※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。
- ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
- ※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
技術提案の工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。
- ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図1-3.1 技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れ

1) 総合評価方式の適用範囲

総合評価方式は、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかのタイプを選択する。

なお、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても（簡易な）施工計画等についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として総合評価を行う。

2) 総合評価方式のタイプ適用の考え方

総合評価方式には簡易型、標準型、高度技術提案型の3タイプがある。どのタイプを選択するかは、当該工事の技術的な工夫の余地が基本となるが、工事の規模や難易度、予定価格などを総合的に判断して決定する。

表1-3. 1に総合評価方式の分類を、表1-3. 2に総合評価方式適用の考え方の例を示す。

〔簡易型〕

簡易型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものである。

簡易型では、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

〔標準型〕

標準型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

〔高度技術提案型〕

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

表 1-3. 1 総合評価方式の分類

タイプ	対象工事	評価の対象	予定価格
簡易型	技術的工夫の余地が小さい工事	適切・確実な施工能力	標準案※で予定価格を作成
標準型	技術的工夫の余地が大きい工事	品質をより高める技術提案の内容	
高度技術提案型			技術提案を基に予定価格を作成

※標準案：標準単価、標準仕様等による設計・積算

表 1-3. 2 総合評価方式タイプ適用の考え方

	工事の特徴	具体例	タイプの適用
土木・建築工事	・一般的、標準的	開削工事、小規模な建物改築工事など	簡易型とすることができる
	・工事規模が大きく複雑 ・施工事例が少ない ・新技術の採用が想定される	シールド工事、水管橋新設工事、大規模な建物改築工事など	標準型の適用を検討する
	・工事目的物自体について提案を求める	浄水場新設工事、建物新築工事など	高度技術提案型の適用を検討する
機械・電気工事	・設計上、提案の余地が少ない	設備の部分的な更新工事など	簡易型とすることができる
	・工事規模が大きい ・既存設備との調整が多い ・新技術の採用が想定される	設備の新設工事、大規模な更新工事など	標準型の適用を検討する
	・工事目的物自体について提案を求める	監視制御設備新設工事、高度処理設備新設工事、膜処理設備新設工事など	高度技術提案型の適用を検討する

3) 技術提案の評価項目の基本的な考え方

総合評価方式における価格以外の評価項目（技術提案）は、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータの入手の容易さ等に基づき適切に設定することを基本とする。公共工事においては、企業に期待する事項の観点から次のように整理できる。

①企業の技術力

発注者の示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。当該工事の技術特性の理解度を把握するために簡易な施工計画等の評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価の視点とする。

②企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を評価するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる、または災害等に対して臨機な対応が可能である企業であるかという視点から地域への貢献度を評価の視点とする。

③企業の高度な技術力

発注者の示す標準的な仕様に対して競争参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・強度等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。

これらの視点に基づき、簡易型、標準型、高度技術提案型のそれぞれ適用する工事の特性（工事内容、規模、要求用件等）に応じて価格以外の評価項目を設定する。

この考え方に基づき工事規模・工事難易度と総合評価のタイプとの関係を図1-3.2に示す。

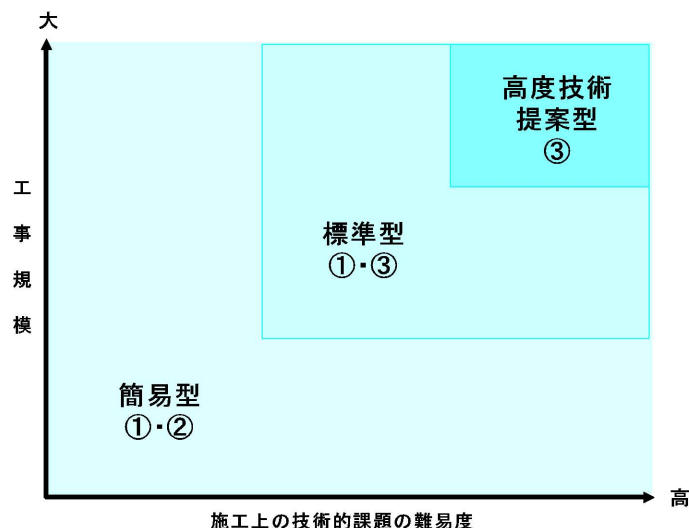


図1-3.2 工事規模・工事難易度と総合評価方式の基本的関係

4) 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、加算式、除算式またはその他の方法から、発注者が適切と考える方法を採用するものとし、技術評価点・加算点の設定についても、発注者が工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

5) 学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、以下の事項を行おうとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く必要がある。

- ① 総合評価方式を行おうとするとき。
- ② 総合評価方式により落札者を決定しようとするとき。
- ③ 落札者決定基準を定めようとするとき。



学識経験者の意見聴取について

この規定は、総合評価方式を適用するにあたり、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行なう上で重要であるが、地方公共団体が総合評価方式の適用を拡大していく上での課題となっている。今後、学識経験者の負担や運用に係るコストが大きくなる場合には、より効率的に発注関係事務を実施するための方策を検討していく必要がある。なお、基本方針において、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も含まれるとされている。

1-4. 総合評価方式に関連する用語の定義

個別工事に際しての技術審査（技術的能力の審査）

入札に参加する予定の企業（競争参加者）の技術力（同種工事の経験、簡易な施工計画、配置予定技術者のヒアリング等）の審査を行い、競争参加資格の有無の確認を行うこと。

技術的能力の審査・評価

企業から提出された技術提案の実現性等を審査した上で、技術提案の点数付け（評価）を行うこと。

評価値

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。なお、加算方式では価格評価点と技術評価点との合計点数、また、除算方式では技術評価点を入札価格で除した値が評価値となる。

価格評価点

加算方式において、あらかじめ定めた算出方法により、入札価格を無次元化することにより価格の価値を表した指標が価格評価点となる。

技術評価点

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。加算方式では評価基準に基づき付与された評価項目ごとの得点の合計であり、除算方式では標準点と加算点の合計得点が技術評価点となる。

標準点

除算方式において、競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与される点数を標準点という。

加算点

除算方式において、競争参加者の技術提案等が標準点を与えられる状態を上回る場合に付与される点数を加算点という。

加算方式と除算方式による各用語の比較

	加算方式	除算方式
評価値	価格評価点+技術評価点	技術評価点/入札価格
技術評価点	評価項目ごとの得点の合計	標準点+加算点
加算点	—	評価項目ごとの得点の合計

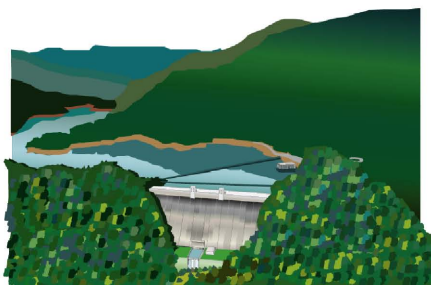
2. 総合評価方式の手続き

水道工事における総合評価方式

総合評価方式を実施する場合、当該工事の技術的な工夫の余地によって、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを選択することになるが、水道工事においては、配水管布設工事等、技術的な工夫の余地が小さい工事が大半を占めるため、総合評価方式は簡易型から導入されるケースが最も多いと考えられる。

本手引きの位置付け

そこで、本手引きでは、2-1において簡易型を一般競争入札で実施する場合の手続きを詳しく説明することとし、2-2では標準型について簡易型と異なる部分や追加する手続きを説明する。また、2-3では高度技術提案型について考え方と手続きの要点を説明する。





一般競争入札か、指名競争入札か

総合評価方式を実施する場合、制限(条件)付一般競争入札で行う方法と指名競争入札で行う方法とがある。ここでは、次の理由等から制限(条件)付一般競争入札で行う総合評価方式について説明している。

- ・「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」(平成18年12月18日 全国知事会)、「地方公共団体における入札契約適正化支援方策について」(平成19年2月23日 総務省:地方公共団体の入札契約適正化連絡会議)など、地方公共団体における一般競争入札の導入・拡大に向けた指導、提言がなされている。
- ・総合評価方式を指名競争入札で行う場合、企業から技術情報等を求めるプロセスなどが必要となるため、一般競争入札と類似した手続きとなる(活用ガイドライン 参考資料)。



総合評価方式で追加される手続き

総合評価方式で一般競争入札を実施する場合、主に次の手続きが追加となる。

- ① 競争参加資格として簡易な施工計画や施工実績等を求め、技術的能力を審査すること
- ② 評価基準を定めて技術提案を求め、提案内容を評価すること(簡易型は簡易な施工計画等の内容を評価)
- ③ 入札価格と技術力を総合的に評価すること
- ④ 手続きの要所で、学識経験者の意見を聴取すること

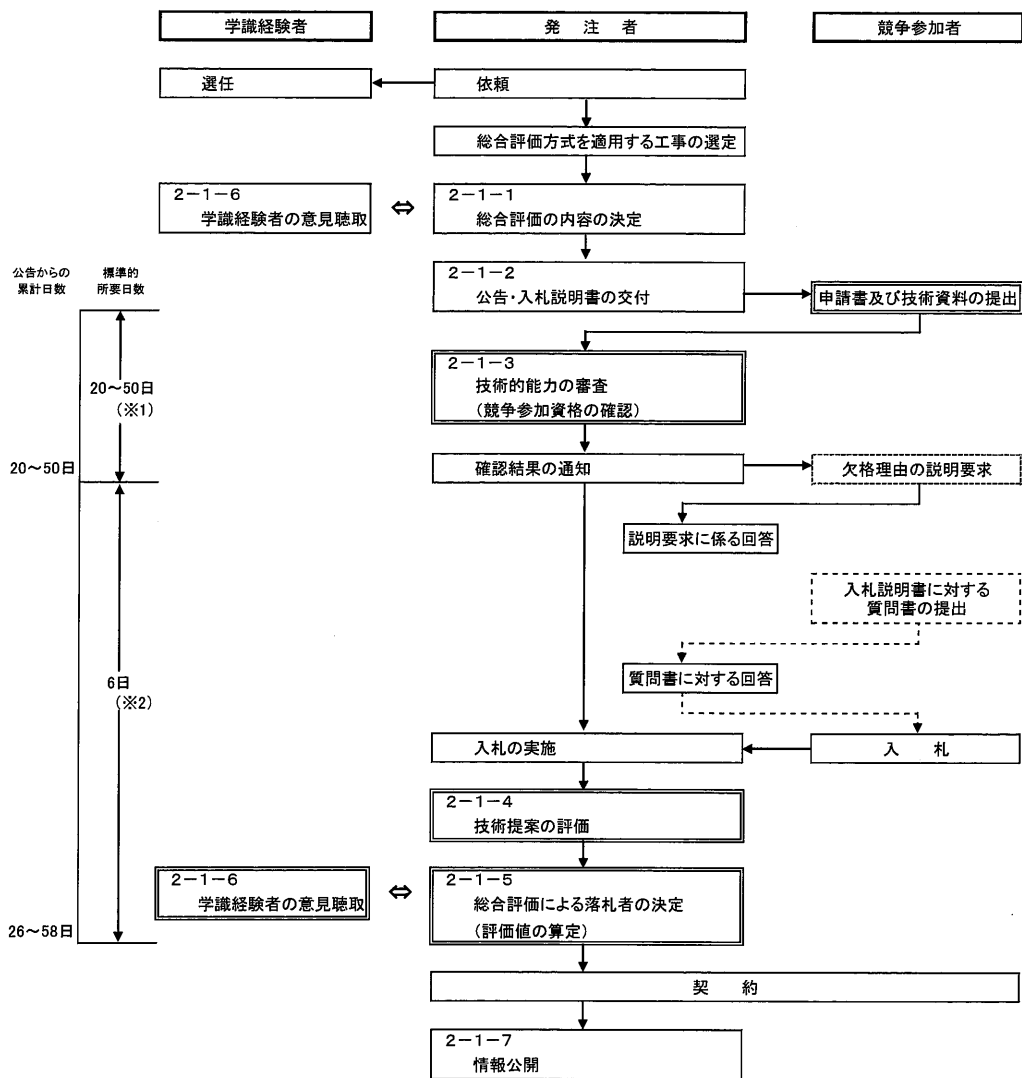
※ 審査：最低限の要求を満たしているかの確認

評価：優劣の判定や順位の決定

2-1. 簡易型

簡易型総合評価方式を一般競争入札で実施する場合の手続きの流れを図 2-1. 1 に示す。以下、この図に従って、発注者が総合評価方式を実施する場合に必要な事項を説明する。

なお、図中の二重線で囲まれた手続きは、「公告・入札説明書の交付」から「総合評価による落札者の決定」までの所要日数のうち、総合評価方式を実施することによって通常の一般競争入札よりも所要日数が増える要因であることを示している。



※1 申請書及び技術資料の提出までの日数10~30日を含む
 ※2 休日を含まない

図2-1. 1 総合評価一般競争入札(簡易型)の手続き

2-1-1. 総合評価の内容の決定

1) 評価項目の設定

先ず、評価項目の設定を行う。発注者は評価項目の選定にあたり、当該工事の種類や場所、特殊条件などを勘案し、想定される評価項目の中で、工事实施によって影響を受ける周辺住民や水道の利用者にとって価格以外の要素でメリットのある項目を選択する。

表2-1. 1に簡易型総合評価方式における評価の視点とその意義を示す。

表2-1. 1 評価の視点とその意義(簡易型)

企業への期待	評価の視点	意義	備考
企業の技術力	簡易な施工計画	適切かつ確実に工事を遂行する能力の確認	必須項目
	企業の施工実績		
	配置予定技術者		
	施工体制		
企業の信頼性・社会性	地域精通度	地域社会の中で工事を円滑に実施する能力の評価	必要に応じて設定

※ 簡易型においては、簡易な施工計画を技術提案として評価する

※ 上記のほかに適切な項目を評価項目として追加することが可能

表2-1. 2に水道工事における簡易な施工計画の評価項目と具体的内容として考えられる例を、表2-1. 3に簡易な施工計画以外の評価項目の例を示す。

表 2-1. 2 水道工事における簡易な施工計画の評価項目と具体的内容の例

評価の視点	評価項目	具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	水質汚染防止上必要な配慮
		材料の保管、取り扱いの適切性
		施工記録の方法・頻度の適切性
		現場溶接、現場塗装の確実性
		コンクリートの水密確保の確実性
	施工上の課題に対する技術的所見	配管の施工に関する適切性
		土留め等仮設方法の安全性
		騒音、振動などの環境への配慮
		発生土等再利用の適切性
		廃棄物処理の適切性
		地下埋設物の保護に関する配慮
		交通安全管理の適切性
		施工安全管理の適切性
	施工上配慮すべき事項	(予め設定しておく項目の例は、施工上の課題と同等)



「施工上の課題に対する技術的所見」と「施工上配慮すべき事項」

施工上の課題に対する技術的所見

発注者が施工上の課題と考える事項を具体的に提示して、その課題への対処方法を競争参加者に求める。

施工上配慮すべき事項

発注者が項目を設定して技術的提案を求めるものではなく、入札参加者に「施工上配慮すべき事項」の設定を求め、設定理由とともに対処方法の提案を求めるもの。

評価基準を予め定めておく必要があるため、提案を求める時点では、発注者が施工上配慮すべきと考える事項とその対処方法の双方を設定しておく必要がある。入札参加者から提案された配慮すべき事項が、予め設定していた項目と一致するか、また、その対処方法が妥当であるかを評価する。

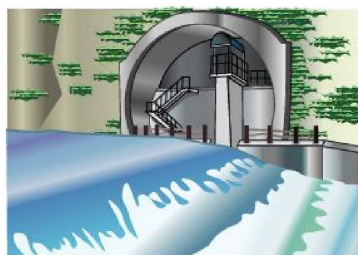


表2-1.3 簡易な施工計画以外の評価項目の例

評価の視点	評価項目
企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無
	過去2年間の工事成績評定点の平均
	過去2年間の優良工事表彰の有無
	ISO9001・14001の取得状況
	当該工事の関連分野の実績の有無(特許権、実用新案権の取得)
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制
配置予定技術者	主任(監理)技術者の保有する資格
	過去10年間の主任(監理)技術者の同種工事経験の有無
	過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点
	過去10年間の現場代理人の同種工事経験の有無
	過去2年間の現場代理人の工事成績評定点の平均点
	継続教育(CPD)の取り組み状況
	専門技術力、当該工事の理解度、コミュニケーション能力*
	過去2年間の優良工事、技術者表彰の有無
施工体制	品質確保の実効性(配水管技能者等の技能者の資格等)
	施工体制確保の確実性(人員、材料、機材等の確保)
地域精通度	地域内における本支店、営業所の所在地の有無
	過去2年間の近隣地域での施工実績の有無
地域貢献度	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無
	過去5年間のボランティア活動の実績の有無
その他	手持ち工事量

※ ヒアリングを実施する場合の評価項目

2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定

次に、価格と品質(技術)の総合的な判定指標である評価値の算定方法と、評価値の技術部分のウエイトとなる技術評価点を決定する。

評価値の算定方法は、加算方式又は除算方式を基本とするが、これらの方法以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

また、技術評価点については、各発注者が工事の特性に応じて適切に設定することとされている。しかし、加算、除算いずれの方式においても、価格と技術に関する点数のバランスが適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに注意が必要である。

以下に加算方式と除算方式の比較を示す。

(1) 加算方式

① 評価値の算定方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算定方法の一例

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の設定の考え方

上記により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を10～30点の範囲で決定する。

④ 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

(2) 除算方式

① 評価値の算定方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

標準点は競争参加者の技術提案が、発注者の示す最低限の要求要件を満たした場合に100点とする。

加算点の上限は、次表を標準とする。

標準的な加算点

総合評価方式	加 算 点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
簡易型	10～30点	10～50点
標準型	10～50点	10～70点
高度技術提案型	50点～	—

※ 技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

③ 特徴

Value for Moneyの考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標。技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。



「施工体制」を評価することについて

低価格入札の対策として施工体制を評価項目とする方針が、つぎのように出されている。

- ①「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について(国土交通省大臣官房地方課長, 他 平成18年12月8日)」

低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することとした。

- ②「公共工事における総合評価活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～(平成19年3月)」

低入札工事においては、工事成績評定における低評価や下請業者における赤字の発生が顕著となる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、施工体制の確保状況を評価項目の1つとすることが考えられる。



加算点と技術評価点

(活用ガイドライン策定時のシミュレーション結果)

不良不適格業者が、低入札価格調査制度の調査基準価格(予定価格×2/3～予定価格×0.85)に相当する価格で入札し、加算点あるいは技術評価点が0点の場合に、平均的な落札価格(予定価格×0.95と想定)にて、この最低価格者を上回る評価値を得るために必要な加算点又は技術評価点についてシミュレーションした結果を図2-1. 2に示す。

この図より、加算方式の場合には技術評価点が10～30点、除算方式の場合には加算点が10～50点必要となる。

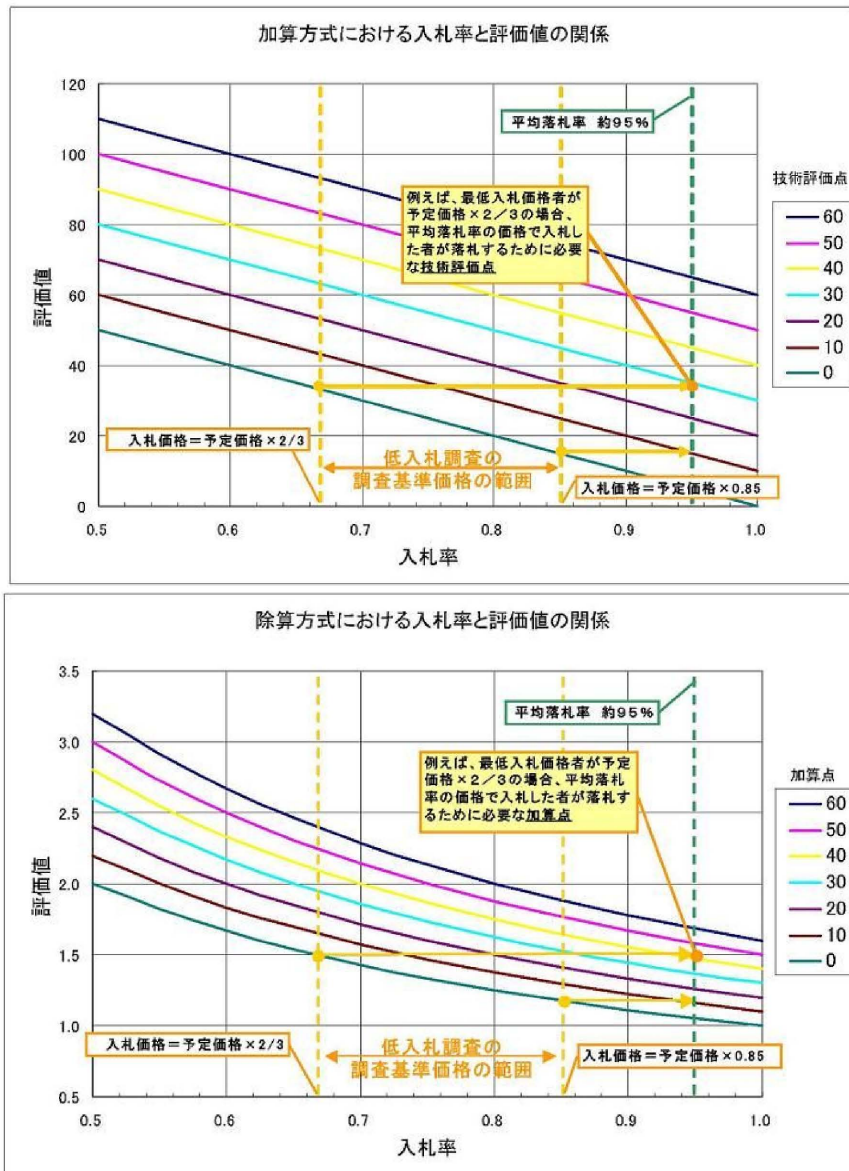


図2-1. 2 入札率と評価値の関係

「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」より



総合評価の方法に関する最近の動向

品確法が施行され 2 年余り経過した現在、国土交通省を中心に各地で総合評価方式の導入が進められており、これまでの実績等から、総合評価方法の見直しについて以下の方針が出されている。

①加算方式の適用拡大

- ・ 加算方式における評価値は、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であり、工事品質の確保を図る簡易型への適用が考えられる。一方、除算方式における評価値は、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る標準型及び高度技術提案型への適用が考えられる。
- ・ 除算方式は入札価格が低いと評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は価格評価点と技術評価点をそれぞれ独立して評価するため、低価格入札が頻発する状況においては加算方式の運用拡大を図ることが望ましい。

②除算方式における加算点の拡大

- ・ 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大して設定することが望ましい。

「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～」より

3) 評価項目の評価基準・配点

(1) 最低限の要求要件

評価項目ごとに、必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合に欠格とし、競争参加資格を認めないことができる。

(2) 評価項目ごとの配点

工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域要件等に応じて適宜設定してよ

いとされているので、発注者がより重要と考える評価項目について、配点を重くする。

(3) 評価項目ごとの評価基準

評価項目の特性を踏まえ、評価項目の性能等の数値により定量的な評価が可能なものは数値方式で、数値化が困難な評価項目は判定方式または順位方式を採用する。

①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求事項を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じて按分した点数を付与するものとする。

②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それぞれに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当ものにはその50%、可は0点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

③順位法方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過少となるものが生じる可能性があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

《開削工事（配水管布設 DIPφ100mm）の例》

(1) 工事の概要

本工事は、住宅街を通る市道において、既設の老朽管を更新するため、開削により配水管を200m布設し、既設管の配水管を撤去して、あわせて給水管の付け替えを20箇所行うものである。

施工箇所：市道○号（○○市××町△丁目□番地付近）

工 期：契約の日から○○日間

工事概要：配水管埋設工（NSφ100mm DP0.8m）	L=200m
給水管付替工（SUSφ20mm）	20箇所
仕切弁設置工（ソフトシールφ100）	3箇所
配水管撤去工（CIPφ100mm DP1.2m）	L=200m
アスファルト舗装工（t=5cm）	A=500m ²
路盤工（t=20cm）	A=500m ²

予定価格：15,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	簡易な施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		交通安全管理の適切性(一般通行車両及び歩行者)	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	2.0	2.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上 80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
		配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0
2級土木施工管理技士	0.0				
過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり		1.0	1.0点	
	類似工事の実績あり		0.0		
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上		2.0	2.0点	
	70点以上 80点未満		1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.5	2.5点	
		活動実績なし	0.0		
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) =(当該年度受注額) ÷(過去3年間の平均受注額)	$A < 0.25$	1.5	1.5点
			$0.25 < A < 0.75$	1.0	
			$0.75 < A < 1.25$	0.5	
			$1.25 < A$	0.0	
合計点					20.0点

《工業計測器更新工事（電磁流量計更新）の例》

(1) 工事の概要

本工事は、水道本管400mmに挿入されている既設電磁流量計1台（使用期間〇〇年）を新設電磁流量計に更新するものである。

切換工事は、既存のバイパス管を用いて行い、撤去開始から新設流量計の据付配線完了までを4時間以内で行うことが求められている。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇配水池

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：既設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ撤去工	1式
新設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ新設工	1式
変換器盤撤去工	1面
計装変換器盤新設工	1面
既設電源ケーブル、信号ケーブル撤去工	80m
電源ケーブル、信号ケーブル布設工	80m
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：15,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業 の 技術 力	簡易な 施工計画	施工計画の実施手順の 妥当性	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		施工安全管理の適切性 (労働災害)	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	2.0	2.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工 実績	過去 10 年間の同種・類 似工事の施工実績の有 無	同種工事の実績あり	2.0	2.0 点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去 2 年間の優良工事 表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0 点
			表彰の実績なし	0.0	
	配置予定 技術者の能力	主任(監理)技術者の 保有する資格	1 級電気工事施工管理技士 または技術士	1.0	1.0 点
			2 級電気工事施工管理技士	0.0	
過去 10 年間の主任(監 理)技術者の施工経験の 有無		同種工事の実績あり	2.0	2.0 点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去 2 年間の優良工事 技術者表彰の有無		表彰の実績あり	1.0	1.0 点	
		表彰の実績なし	0.0		
合計点				15.0 点	

2-1-2. 公告・入札説明書の交付

1) 公告に明示すべき事項

一般競争入札で総合評価方式を実施する場合、入札公告には通常の事項のほかに次の事項を加えて公告しなければならない。

- ・ 総合評価一般競争入札の方法による旨
- ・ 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

参照

地方自治法第 167 条の 10 の 2 第 5 項

普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告しなければならない事項に及び第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告しなければならない。

2) 入札説明書に明示すべき事項

一般競争入札において、公示後速やかに交付する入札説明書に追記すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ・ 総合評価方式の適用の旨

(2) 競争参加資格（入札参加要件）

- ① 簡易な施工計画が適切であること
- ② 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
- ③ 企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること

(3) 総合評価に関する事項

- ① 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 得点配分
- ② 総合評価の方法

- ③ 落札者の決定方法
- ④ 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置
 - (再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)
- (4) 競争参加資格の確認等
 - ① 提出を求める技術資料
 - ② 配置予定技術者のヒアリングの有無
 - ③ 競争参加資格確認結果の通知
- (5) 入札及び開札の日時
- (6) その他(技術資料の提出様式等)

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な施工計画の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件の明示の徹底を図る。

4. 参考資料に入札公告・入札説明書の例を示す。



提出を求める技術資料について

『2-1-1 総合評価の内容の決定』に従って設定した評価項目と、『2-1-3 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)』の審査項目に関する技術資料の提出を求める。

2-1-3. 技術能力の審査(競争参加資格の確認)

技術的能力の審査は、表2-1.4の項目について審査し、審査基準(競争参加資格)を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないものとする。

表 2-1. 4 技術的能力の審査項目と審査基準

審査項目		審査基準
簡易な 施工計画 ※1	工程管理に係わる技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の手順が適切であること ・ 各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係わる技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が指定した品質管理上の対応が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の 施工実績	同種・類似工事の施工実績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評定点に満たない実績は認めないこともできる
	工事成績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置予定 技術者の 能力	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が求める資格を保有していること
	同種・類似工事の施工実績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評定点に満たない実績は認めないこともできる
	工事成績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしていること
献度地 度・地域 地域精 域通 貢	地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣地域での施工実績を有すること

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか1つの項目を審査する。

※2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。他の発注機関における施工実績を認める等、新規参入企業を排除しないように留意する。施工実績及び工事成績については、CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。



技術的能力の審査について

簡易型では、この技術的能力の審査は、技術提案の評価項目とほぼ同等の項目を基にして、競争参加資格の確認を行うものであるが、技術提案の評価の際に、技術的能力の審査と同様の審査を行うことになる。

また、一般的に企業の同種・類似工事の施工実績や配置予定技術者の資格等を制限(条件)付一般競争入札の競争参加資格の要件としている。

このため、競争参加資格の要件を設けている場合は、この要件の確認をもって技術的能力の審査をしていることとなる。



データベースの活用について

新規参入者を含めた業者の技術的能力の審査を公平かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の内容、成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。

これらのデータベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の工事实績情報システム(CORINS)及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベースシステム等がある。



2-1-4. 技術提案の評価

簡易型は、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を確認するものであるため、仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであり、その仕様を上回る提案は必要範囲を超えるものとして評価しないように留意するとともに、その旨を入札説明書に明記する必要がある。

1) 評価項目ごとの点数付け（評価方法）

『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』で記載したとおり、あらかじめ設定した評価基準に基づき、入札参加者の技術提案を評価する。

簡易型の評価方法として、発注者があらかじめ設定したキーワードとの合致性や競争参加者から示された技術提案の有効キーワードの数により配点を按分する採用事例がある。この場合、入札参加者の当該工事に対する理解力、履行能力を評価する観点から適切なキーワードを設定し、評価することが重要である。

2) 技術評価点の算定方法

技術評価点（除算方式の場合には加算点）は、評価項目ごとに判定して得られた得点の合計をそのまま加算点とする「素点計上方式」と、評価項目ごとに判定して得られた得点の合計が最も高い者に加算点の満点を付与する「一位満点方式」が多く採用されているが、それぞれの技術評価点の算定方法の長所・短所に留意して選定する。表2-1.5に算定方法の概要を示す。

表2-1.5 技術評価点の算定方法

	概要	長所	短所
素点計上方法	各評価項目の得点(素点)の合計点を技術評価点とする方式	<ul style="list-style-type: none"> 得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価点の得点(素点)の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の評価が変動する。
一位満点・最下位0点方式	各評価項目の得点の合計点が最高の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

2-1-5. 総合評価による落札者の決定(評価値の算定)

『2-1-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』で記載したとおり、あらかじめ選択した評価値の算定方法で評価値を算定し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

2-1-6. 学識経験者の選任・意見聴取

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うために、地方公共団体においては、次の場合に、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴くことが定められている。

- ①総合評価落札方式を行おうとするとき
- ②落札者決定基準を決めようとするとき
- ③落札者を決定しようとするとき

このため、事前に学識経験者を二人以上選任しておく必要がある。なお、基本方針において、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含むとされている。



意見聴取の工夫

- ① 発注者ごとに又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける。
- ② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ③ 持ち回りやEメールなどにより、個別に学識経験者の意見を聴取する。
- ④ 個別の工事ごとに学識経験者の意見を聞く場を設ける方法のほか、年度で学識経験者と契約し、複数の工事についての意見を聴取する。

参照 地方自治法施行令 第 167 条の 10 の 2 第 4 項

普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行規則 第 12 条の 4

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項(同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる次項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 一 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
 - 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの決定
 - 三 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定により学識経験を有する者の意見を聞くときは、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

(1) 手続き開始時（入札説明書等において明記する事項）

①総合評価方式の適用の旨

②入札参加要件

③入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 得点配分

④落札者の決定方法及び総合評価の方法

(2) 落札者決定後

①業者名

②各業者の入札価格

③各業者の価格評価点（加算方式の場合）

④各業者の技術評価点

⑤各業者の評価値

(3) 苦情処理

総合評価の審査結果については、入札参加者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。

技術提案書の内容については、入札参加者の知的財産であることを理解し、他者に提案内容に関する事項が知られないようにすること、提案者の子承なしに提案の一部を採用することのないよう発注者はその取り扱いに留意する。

2-1-8. 留意事項

技術提案の履行の確保に留意する必要がある。そのため、総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

また、提案内容の不履行の場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2-1-9. 市区町村向け簡易型

「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～」参照

簡易型の1つの方式として、施工計画の提出を求めずに、施工実績や工事成績などで企業の施工能力を評価する総合評価方式であり、企業の取り組み姿勢と過去の工事実績(工事成績)等を考慮し、より確実な施工が期待される工事を対象とする市区町村向け簡易型も提唱されている。

市区町村向け簡易型は、技術職員が少なく公共工事発注のための体制が十分に整備されていない市区町村においても、より簡易な施工計画を評価することを原則としつつも、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事において、施工計画を評価しない代わりに、工事成績や過去の同種工事の施工実績等が企業の施工計画を作成する能力を反映する指標と見なして総合評価を行うものである。

このような考え方に基づき総合評価を行う場合は、技術力評価において工事成績が支配的になることが予想されるため、発注者は適切に工事成績評定を実施することが重要である。また、あわせて配置予定技術者の能力についてヒアリングを実施することが望ましい。

市区町村向け簡易型における評価項目の例を表2-1.6に示す。

表2-1.6 市区町村向け簡易型での評価項目例

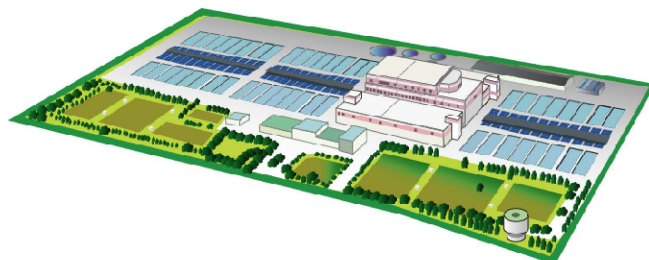
評価項目			評価基準	配点	満点
企業 の 技術力	企業の 施工実績	過去10年間の同種・ 同類工事の施工実 績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成 績表定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満		0.0		
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1級〇〇施工監理技士または技術 士	1.0	1.0点
			2級〇〇施工監理技士	0.0	
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の主任 (監理)技術者の工 事成績評定点の平 均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
		技術者の専門技術 力(ヒアリング)	実績として挙げた工事に中心的・主体的 に参画し、創意工夫等の積極的な取り 組みが確認できる	1.0	1.0点
			実績として挙げた工事において適切な工 事管理を行ったことが確認できる	0.5	
			その他	0.0	
		当該工事の理解度・ 取り組み姿勢 (ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、 施工上の提案等積極的な取り組み姿勢 が見られる	1.0	1.0点
			当該工事について適切に理解してい る	0.5	
			その他	0.0	
コミュニケーション能 力 (ヒアリング)		質問の意図を理解し、的確な応答 ができる	1.0	1.0点	
	その他	0.0			
企業 の 社会性	地理的 条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所 あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく 活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点					13.0点



ヒアリングの確認項目

必要に応じてヒアリングを行う場合の確認項目の例

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・ 当該工事の質問の有無 等



2-2. 標準型

標準型総合評価方式を一般競争入札で実施する場合の手続きの流れを図2-2.1に示す。以下、この図に従って、発注者が標準型総合評価方式を実施する場合に必要な事項のうち、簡易型と異なる部分や追加する手続き等について説明する。

なお、図中の二重線で囲まれた手続きは、「公告・入札説明書の交付」から「総合評価による落札者の決定」までの所要日数のうち、総合評価方式を実施することによって通常の一般競争入札よりも所要日数が増える要因であることを示している。

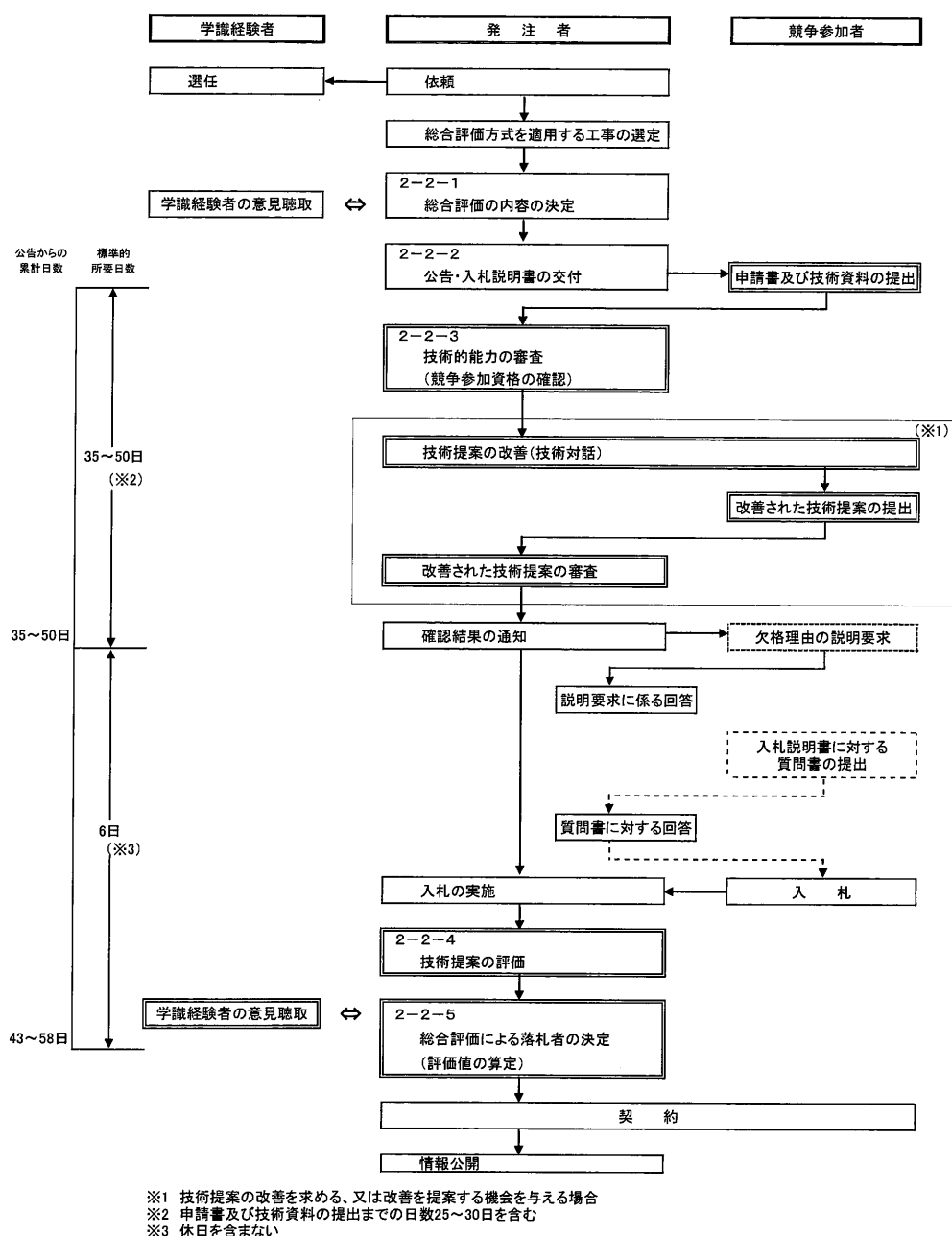


図 2-2. 1 総合評価一般競争入札（標準型）の手続き

2-2-1. 総合評価の内容の決定

1) 評価項目の設定

標準型は、施工上の特定の技術的課題に関して、企業から提案される施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

表2-2. 1に標準型総合評価方式における評価の視点とその意義を示す。

表2-2. 1 評価の視点とその意義（標準型）

企業への期待	評価の視点		意義	備考
企業の技術力	工事全般の施工計画※		適切かつ確実に工事を遂行する能力の確認	必須項目
	企業の施工実績			必要に応じて設定
	配置予定技術者			
	施工体制			
企業の高度な技術力	技術提案	総合的なコスト	工事の品質向上を図る能力を能力の確認	評価の視点(技術提案)の中から1項目以上を設定
		性能・強度等		
		環境の維持等		
	技術提案に係る施工計画			必須項目

※ 工事全般の施工計画は、当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見等を求める。

「企業の技術力」の評価の視点である「企業の施工実績」、「配置予定技術者」、「施工体制」についての評価項目の例は、表2-1. 3と同様である。

「企業の高度な技術力」の技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。この場合、評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めることが重要である。また、求める技術提案の項目ごとに、最低限の要求要件と、評価に上限を定める場合にはその上限値を、予め設定しておく必要がある。

表2-2. 2に、「企業の高度な技術力」の具体的内容として考えられる例を示

す。また、表 2-2. 3 に、技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を示す。

表 2-2. 2 企業の高度な技術力の評価項目の例

分類	評価項目
総合的なコスト	消費エネルギーの低減
	維持管理費の低減
	工事期間中の補償費の抑制
	工事期間中の借地料の抑制
	新工法、新技術の採用
性能・強度等	コンクリートの水密性の確保
	現場溶接の品質の確保
	膜モジュールの薬品洗浄の頻度の抑制、使用期間の延長
	シールド工、推進工の精度管理
	セグメントの品質管理
社会的要請への対応	施工中の騒音の低減
	施工中の振動の低減
	工事排水の pH, SS の管理
	工事に伴う交通規制日数の短縮
	工事のイメージアップの手法

表 2-2. 3 技術提案に係る要求要件の設定例

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
交通規制日数の短縮 (短縮率(%))	予定日数からの短縮率 0%(日数が増えない)	予定日数からの短縮 率 15%	現場条件を考慮して 15%が上限と判断して設 定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85 dB(A)以下	発電機室内騒音 75 dB(A)	発電機・原動機共通筐体 の標準的遮音性能を上 限值として設定
アスファルト再生材の 使用量	AS再生材の使用量 320t 超	AS再生材の使用量 806t	舗装再生便覧(日本道路 協会)に基づき上限値を 設定

2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定

評価値の算定方法や算定方法の選択にあたっての留意点については、簡易型の『2-1-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』を参照すること。

なお、標準型において除算方式を選択する場合の加算点は、次表を標準とする。

標準的な加算点

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
標準型	10～50点	10～70点

※ 技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

3) 評価項目の評価基準・配点

簡易型と同様であるので、『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』を参照すること。



《シールド工事の例》

(1) 工事の概要

本工事は、配水管φ900mmを布設するために、シールドトンネルを築造するものです。

施工箇所：〇〇市◎◎地内～◇◇市□□地内

工 期：契約の日から〇〇日間

工事概要：泥土圧式シールド工法(外径 2000mm×内径 1850mm)

路線延長 L=2000m

発進立坑築造工 1箇所

到達立坑築造工 1箇所

中間立坑築造工 2箇所

予定価格：1,000,000,000 円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点	
企業の技術力	工事全般の 施工計画	当該工事における施 工上配慮すべき事項 等の技術的所見	施工計画が現地の環境条件を踏まえて 適切であり、優れた工夫が見られる	10.0	10.0 点	
			施工計画が現地の環境条件を踏まえて おり適切である	5.0		
			不適切ではないが、一般的な事項のみの 記載となっている	0.0		
	配置予定 技術者の 能力	技術者の専門技術力 (ヒアリング)		実績として挙げた工事に中心的・主 体的に参画し、創意工夫等の積極的 な取り組みが確認できる	4.0	4.0 点
				実績として挙げた工事において適切 な工事管理を行ったことが確認でき る	2.0	
				その他	0.0	
		当該工事の理解度・ 取り組み姿勢 (ヒアリング)		当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等積極的な取り組 み姿勢が見られる	4.0	4.0 点
				当該工事について適切に理解してい る	2.0	
				その他	0.0	
	技術者のコミュニケー ション能力 (ヒアリング)		質問の意図を理解し、的確な応答が できる	2.0	2.0 点	
			その他	0.0		
	企業の高度な技術力	社会的 要請への 対応	施工騒音の低減値	77dB 未満	10.0	10.0 点
80dB 未満～77dB 以上				5.0		
85dB 以下～80dB 以上				0.0		
交通規制日数の短縮				予定日数からの短縮率 10～15%	10.0	10.0 点
				予定日数からの短縮率 5～10%	5.0	
				予定日数からの短縮率 0～ 5%	0.0	
技術提案 に係る 施工計画		技術提案の実現性、 有効性を確認するた めの施工計画の適切 性		内容が具体的であり、技術提案の大きな 効果が期待できる施工計画である	10.0	10.0 点
				内容が適切であり、技術提案の効果が期 待できる施工計画である	5.0	
				内容が不適切ではないが、技術提案の 効果が期待できない施工計画である	0.0	
合計点					50.0 点	

2-2-2. 公告・入札説明書の交付

簡易型と同様であるので、『2-1-2. 公告・入札説明書の交付』を参照すること。

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

2-2-3. 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)

技術的能力の審査は、表2-1.4の項目について審査し、審査基準(競争参加資格)を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないものとする。

なお、「簡易な施工計画」は、総合評価の項目である「工事全般の施工計画」について審査する。そのため、この項目についても、公告において技術資料の提出を求める必要がある。

2-2-4. 技術提案の評価

標準型は、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待するものであることに留意する必要がある。

なお、標準型は競争参加者に技術提案の改善を求め、または改善を提案する機会を与えることができるので、詳細については、『2-3-6. 技術提案の改善(技術対話)』を参照すること。

1) 評価項目ごとの点数付け(評価方法)

標準型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきである。したがって、安易にキーワードの数により評価するのではなく、キーワードに係る記述から技術提案による品質への効果を評価するよう留意する必要がある。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把

握しておくことが重要である。

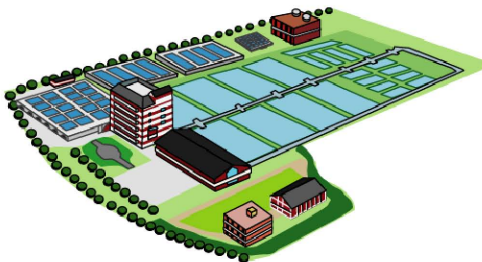
また技術提案に係る施工計画の評価では、技術提案に関して施工計画で示されることとなる提案根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価することが重要である。

2) 技術評価点の算定方法

簡易型と同様であるので、『2-1-4. 技術提案の評価 2) 技術評価点の算定方法』を参照すること。

2-2-5. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）

『2-2-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』で記載したとおり、あらかじめ選択した評価値の算定方法で評価値を算定し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。



2-3. 高度技術提案型

2-3-1. 高度技術提案型とは

高度技術提案型は技術的な工夫の余地の大きい工事に適用し、特定の技術的課題等に対し入札参加者から提案される構造、システム、施工方法等を評価することにより、公共工事の品質向上を期待するものであり、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

高度技術提案型を適用する工事は、大きく三つに分類できる。

I型及びII型は、工事目的物や施工条件等が特殊で発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広い提案を求めることが適切な場合である。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物自体について提案を求めることにより工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。

III型は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を採用することにより、標準案に基づく工事価格の見直しを認める場合等に適用するものである。なお、施工上の高度な技術提案を求める場合で、発注者が標準案に基づき工事価格を算定できる場合には標準型を適用する。

表2-3. 1に高度技術提案型の分類、図2-3. 1に適用を判断するためのフローを示す。

表2-3. 1 高度技術提案型の分類

分類		標準案の有無	求める技術提案の範囲	発注形態の目安
I型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事目的物 ・ 施工方法 	設計・施工一括
II型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事目的物 ・ 施工方法 	設計・施工一括
III型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合)	設計・施工分離

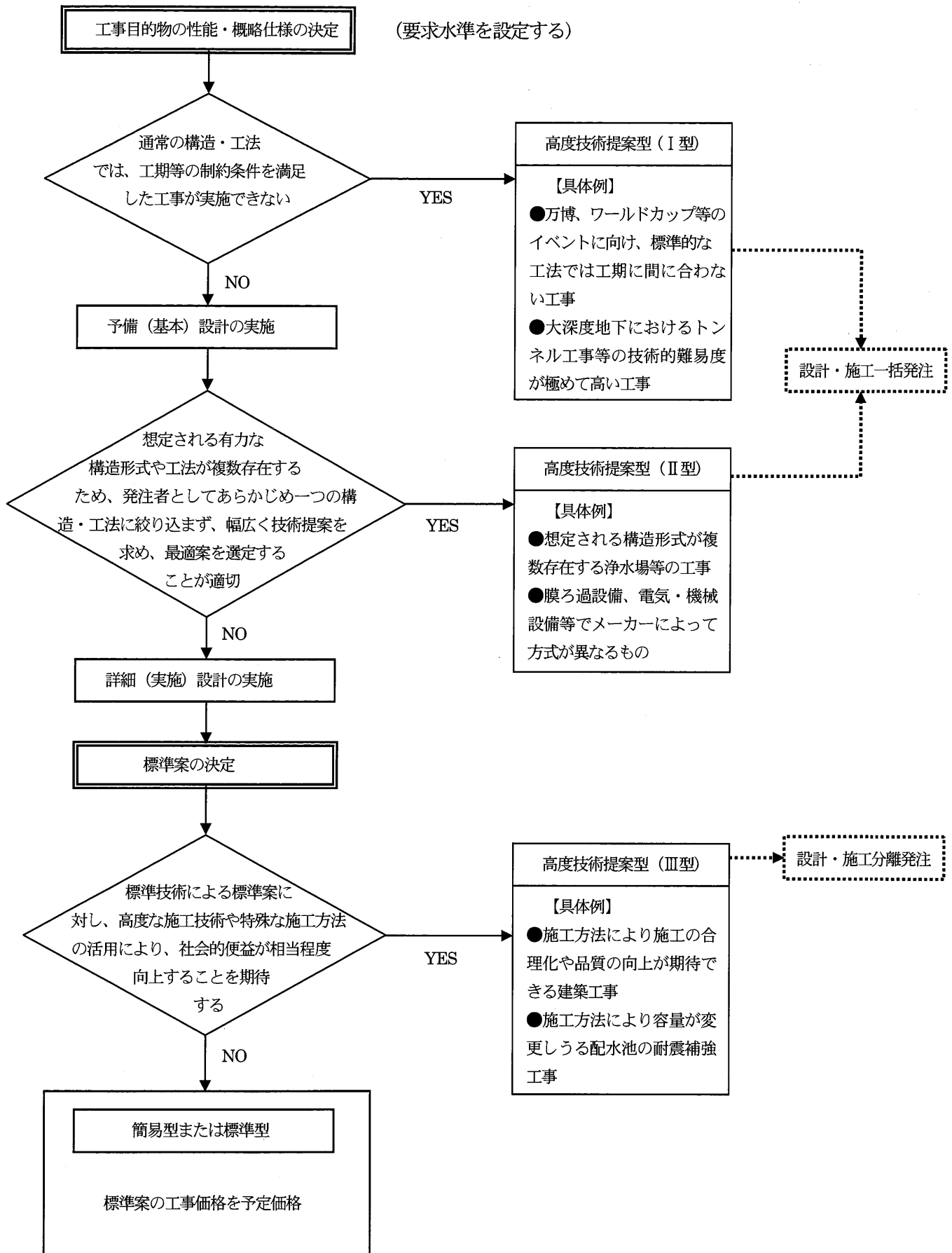
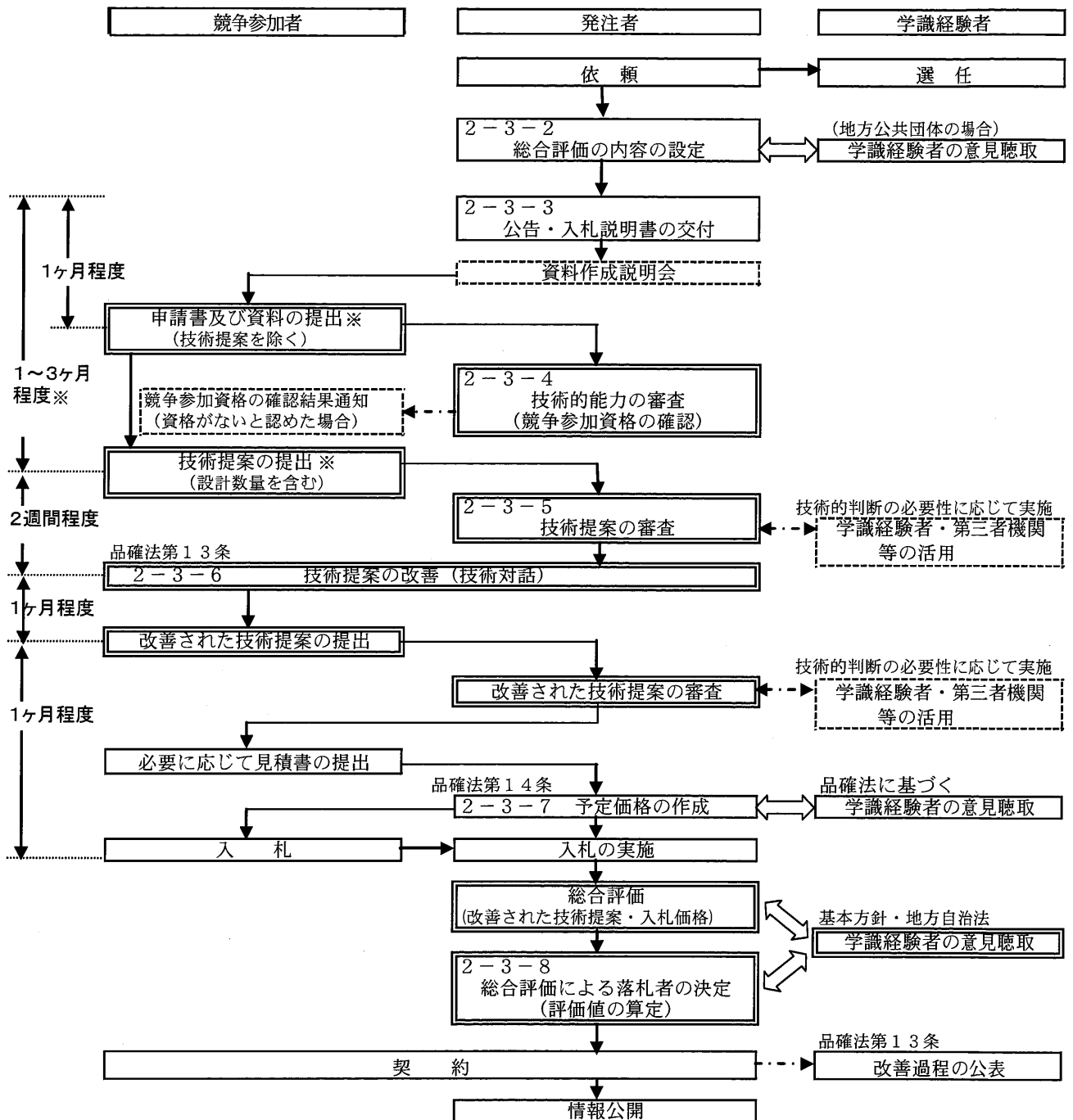


図 2-3. 1 高度技術提案型の適用フロー

高度技術提案型の実施手順例を図2-3.2に示す。

競争参加者が技術提案を作成するための期間及び技術提案を改善するための期間については、工事内容や技術提案の範囲等を踏まえ十分に確保する。また、発注者が技術提案を審査する期間については短縮に努める。



※ I型及びII型の場合は2～3ヶ月程度、III型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、III型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

図2-3.2 総合評価一般競争入札（高度技術提案型）実施手順の例



高度技術提案型で追加される手続き

高度技術提案型は簡易型、標準型の手続きに加え次の手続きが必要となる。

- ① 技術対話を行って技術提案の内容の一部を改善すること
- ② 発注者が技術提案の設計数量に基づき予定価格を算定すること
- ③ 設計・施工一括方式の場合、落札者が契約後に実施設計を行うこと

2-3-2. 総合評価の内容の決定

1) 評価項目の設定

表2-3. 2に高度技術提案型総合評価方式の評価の視点とその意義を示す。

表2-3. 2 評価の視点とその意義(高度技術提案型)

企業への期待	評価の視点		意義	備考
企業の高度な 技術力	施工計画		工事の品質向上を図る能力の確認	必須項目
	技術提案	総合的なコスト		評価の視点(技術提案)の中から1項目以上を設定
		性能・強度等		
		環境の維持等		

施工計画や技術提案の留意点については、標準型とほぼ同様であるので『2-2-1. 総合評価の内容の決定 1) 評価項目の設定』を参照のこと。

なお、施工計画と技術提案の得点配分は、同程度とする。

表2-3. 3に企業の高度な技術力の具体的内容として考えられる例を示す。

表2-3.3 企業の高度な技術力の評価項目の例

分類	評価項目		適正	
	定性評価	定量評価	I・II型	III型
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性、要求水準(要求仕様)の満足度	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費*	○	○
工事目的物の性能・機能の向上	構造の成立性		○	
	システム機能の適正	機械設備等の処理能力	○	
	品質管理方法		○	○
	運転管理、維持管理の適正		○	○
社会的要請への対応		施工期間(日数)	○	○
	環境対策		○	○
	汚染土壌の処理対策		○	○
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策		○	○
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ² 排出量	○	○
	現道の交通対策	交通規制期間	○	○
	省資源、リサイクル	発生土の資源化率、撤去品のリサイクル率	○	○
その他	技術開発の状況		○	○

※ 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定

評価値の算定方法や算定方法の選択にあたっての留意点については、簡易型の『2-1-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』を参照すること。

なお、高度技術提案型において除算方式を選択する場合の加算点は、50点以上にすることが望ましい。

3) 評価項目の評価基準・配点

簡易型と同様であるので、『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』を参照すること。

《監視制御設備工事（監視システムの広域統合化統合）（Ⅱ型を適用する場合）の例》

(1) 工事の概要

本工事は、広域水道企業団の点在する13箇所の施設の監視制御機能を統合、集中化して運転・維持管理情報の一元管理を行い、プロセス情報を活用して最適な運転制御と維持管理を実現するための情報システムの構築を行うものである。この情報システムでは、企業団内の情報共有化とセキュリティ強化を図り、日報・年報などの報告書類作成や一般市民向けの水道情報提供サービスも実施する。

施工箇所：〇〇県〇〇市〇〇地内〇〇浄水場

〇〇市〇〇地内〇〇センター

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：監視制御システム新設工	1式
情報通信ネットワークシステム新設工	1式
データベース構築工	1式
既設データ移設工	1式
既設監視制御システム撤去工	1式
電源引込工	1式
電源ケーブル、信号ケーブル、通信ケーブル布設工	1式
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格※1：850,000,000 円

※1 公告の時点での予定価格は、予備(基本)設計などを基にして発注者が設定した工事価格であり、競争入札における予定価格とは異なる。

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
技術提案	<定量評価> ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費。 最低価格を満点とし、その他は（最低価格）/（提案価格）で按分する。※ ²	10.0 ～ 0.0	10.0 点	
	<定性評価> システム機能の適正	システムの信頼性、保守性、情報保護の安全性に関し、最新の技術による優位な工夫が見られる。	15.0	15.0 点	
		実績などから信頼性のあるシステムと認められるが、一部に明確にすべき追加事項がある。	8.0		
		仕様は満足しているが、一般的事項のみの記載である。	0.0		
	<定性評価> 品質管理方法	品質管理システムが十分に機能し、機能検証方法が具体的に記述されている。	5.0	5.0 点	
		品質管理システムを導入しているが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0		
	<定性評価> 環境対策	省資源、リサイクル率などが具体的に記述され、適切な環境対策がとられている。	5.0	5.0 点	
		環境対策として具体的な記述がない。 一般的な事項のみの記載である。	0.0		
	技術提案に係る施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・詳細な工程計画 ・安全性	各種条件（製品出荷納期、関連工事との調整、将来計画等）を踏まえた工程計画であり、ライフサイクルコスト縮減、品質管理、安全対策等に十分な考慮がされている。	20.0	20.0 点
			各種条件を踏まえた詳細な工程計画である。	10.0	
不適切ではないが、一般的な事項のみの記載である。			0.0		
現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・技術的成立性 ・新技術等の実用性 ・新技術等の実績 ・技術開発の取り組み姿勢		施工実績があり通信網の保護、セキュリティ保護等を考慮した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。	15.0	15.0 点	
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や、経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	8.0		
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。	0.0		
合計点				70.0 点	

※² 評価基準を数値方式とした場合。

2-3-3. 公告・入札説明書の交付

公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項は基本的に標準型と同様である。
なお、高度技術提案型では特に表2-3.4の事項について明示しておくこと。

表2-3.4 入札説明書に追加記載する主な事項

記載事項	内 容
発注者の要求事項	工事目的物の性能・機能等の要求要件(下限値、上限値)、技術提案を求める範囲、施工条件等
参考資料名等	技術提案の作成にあたり参考となる資料の名称及びその閲覧方法
設計数量の提出	技術提案の設計数量総括表及び内訳書
見積書の提出	技術対話を経て競争参加資格があると確認された技術提案の見積書
リスク分担表	契約時と状況が異なった場合に発注者及び受注者のどちらの負担とするかを明示したもの

2-3-4. 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

簡易型と同様であるので、『2-1-3. 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)』を参照のこと

2-3-5. 技術提案の審査

技術提案の内容を審査し、競争参加資格の有無を決定する。

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者等を活用し、審査体制の充実に努める。

技術提案は、次の事項を行うことにより審査する。

- (1) 発注者の要求事項を満たしているかどうかの確認
- (2) 技術提案の実現性、安全性等の確認
- (3) 設計数量の確認
 - ・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
 - ・技術提案内容に応じた内訳となっているか
 - ・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
 - ・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

2-3-6. 技術提案の改善（技術対話）

各競争参加者と技術対話を行い、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、競争参加者に技術提案の改善を求め又は改善提案の機会を与える。

1) 技術対話の留意事項

- (1) 技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。
- (2) 対話は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項に限る。
- (3) 公平を期し、複数日に跨らずに実施することを基本とする。
- (4) 他者の技術提案や参加者数等、他者に係る情報は一切提示しない。
- (5) 技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合、又は確認資料が不足している場合には、改善を要請し技術提案や追加資料の再提出を求める。
- (6) 改善がなされない場合には、競争参加資格がない旨を通知する。

2) 改善された技術提案の審査

『2-3-5. 技術提案の審査』の要領により、改善された各技術提案の内容を再度審査し競争参加資格の有無を決定する。

3) 見積書の提出

競争参加資格があると判定された技術提案について、単価等が発注者の積算基準類に無い場合、競争参加者に見積書の提出を求める。

2-3-7. 予定価格の作成

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案を基に作成することを基本とするが、発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

予定価格作成の際の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に従って各競争参加者の技術評価点を算出する。
- (2) 技術評価点の最も高い技術提案の設計数量を使用し、発注者の積算基準類に基づいていて予定価格を算出する。
- (3) 競争参加者固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。
- (4) 競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、学識経験者の意見を聴く。その際、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴く。

2-3-8. 総合評価による落札者の決定（評価値の算定）

『2-3-2. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』で記載したとおりあらかじめ選択した評価値の算定方法により、評価値の最も高いものを落札者とする。

落札者決定後の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 高度技術提案型は技術評価点の最も高い競争参加者の技術提案を基に予定価格を定めることを基本としているため、他の競争参加者が落札した場合には予定価格の工事費内訳と落札者の工事費内訳は異なる。
- (2) 設計・施工一括方式を適用する場合には、受注者が技術提案に基づいて詳細設計を行いその時点で数量が確定するため、契約時点と数量が異なる可能性があるが、契約金額の変更は行わない。



技術提案の作成費用について

総合評価方式において競争参加者が技術提案を行う際に必要となる費用については、一般的に企業の運営経費として積算における「一般管理費等」に含まれているため、別途支払う必要はない。

しかし、高度技術提案型においては、競争参加者に高度な技術提案の提出を求めることから、従来に比べ技術提案の作成費用が過大となることが想定され、競争参加意欲の低下につながる懸念される。

これらの懸念を回避するため、技術提案の作成費用に対して一定の負担を行うことが考えられるが、その考え方については、要求要件を満たす技術提案を行った競争参加者とそれ以外の者との差別化や、作成費用の妥当性について、今後、引き続き検討が必要である。

「公共工事における総合評価活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～」参照

3. 想定集

想定集一覧

3-1. 簡易型の事例

適用例 1	開削工事（配水管布設 DIPφ100mm）	58
適用例 2	開削工事（配水管布設 HPPEφ100・φ75mm）	61
適用例 3	開削工事（配水管布設 DIPφ800mm）	64
適用例 4	推進・開削工事（配水管布設 DIPφ600mm）	67
適用例 5	シールド工事	70
適用例 6	推進工事（配水管布設 DIPφ400mm）	73
適用例 7	パイプインパイプ工事（配水管布設 SPφ800mm）	76
適用例 8	内挿管工事（配水管布設 SPφ900mm）	79
適用例 9	工業計測器更新工事（電磁流量計更新）	82
適用例 10	電気設備工事（動力制御盤増設）	85
適用例 11	浄水場機械設備新設工事（膜ろ過処理設備）	88

3-2. 標準型の事例

適用例 12	シールド工事	91
適用例 13	パイプインパイプ（配水管更新 SPφ1700mm）	94
適用例 14	沈殿池・ろ過池更新工事	97
適用例 15	受変電・配電設備更新工事	100
適用例 16	浄水場機械設備更新工事	104

3-3. 高度技術提案型の事例

適用例 17	監視制御設備工事（監視システムの広域化統合）	107
適用例 18	浄水場新設工事（膜ろ過浄水場機械・電気設備）	110

3-4. 評価項目の配点手法

3-1. 簡易型の事例

適用例1. 開削工事（配水管布設 DIPφ100mm）

(1) 工事の概要

本工事は、住宅街を通る市道において、既設の老朽管を更新するため、開削により配水管を200m布設し、既設管の配水管を撤去して、あわせて給水管の付け替えを20箇所行うものである。

施工箇所：市道○号（○○市××町△丁目□番地付近）

工 期：契約の日から○○日間

工事概要：配水管埋設工（NSφ100mm DP0.8m）	L=200m
給水管付替工（SUSφ20mm）	20箇所
仕切弁設置工（ソフトシールφ100）	3箇所
配水管撤去工（CIPφ100mm DP1.2m）	L=200m
アスファルト舗装工（t=5cm）	A=500m ²
路盤工（t=20cm）	A=500m ²

予定価格：15,000,000円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な 施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	—
	施工上の課題に対する技術的所見	交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者）
		施工安全管理の適切性（労働災害、公衆災害）
		騒音、振動などの環境への配慮
	(施工体制)	給水装置工事配管技能者講習会修了者（給水管の分岐）（JWPEPF）の配置
		（一般継手 or 耐震継手）配水管技能者（JWWA）の配置

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	簡易な施工計画※	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通安全管理の適切性	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	2.0	2.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
類似工事の実績あり			0.0		
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上80点未満	1.0		
70点未満	0.0				
企業の信頼性・社会性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.5	2.5点	
活動実績なし	0.0				
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) =(当該年度受注額) ÷(過去3年間の平均受注額)	$A < 0.25$	1.5	1.5点
			$0.25 < A < 0.75$	1.0	
			$0.75 < A < 1.25$	0.5	
			$1.25 < A$	0.0	
合計点					20.0点

※ (2)の例から「工程管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち1つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格（千円）		—	13,500	14,250	14,550	
企業の技術力	簡易な 施工計 画	施工計画の実施手順 の妥当性	3.0点	0.0	0.0	0.0
		工期設定の適切性	3.0点	3.0	3.0	3.0
		一般通行車両及び歩行者 の交通安全管理の適切性	2.0点	0.0	0.0	2.0
	企業の 施工実 績	過去10年間の同種・類 似工事の実績の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0
		過去2年間の工事成 績評定点の平均点	2.0点	2.0	1.0	2.0
	配置 予定 技術者 の 能力	主任（監理）技術者の 保有する資格	1.0点	1.0	0.0	0.0
		過去10年間の主任（監 理）技術者の施工経験 の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0
		過去2年間の主任（監 理）技術者の工事成績 評定の平均点	2.0点	1.0	2.0	2.0
	性 企 ・ 業 社 会 信 性 頼	地 理 的 条 件	地域内における本支店、 営業所の所在地の有無	1.0点	0.0	1.0
過去5年間の災害協定等に 基づく活動実績の有無		2.5点	0.0	0.0	2.5	
そ の 他	手 持 ち 工 事 量	手持ち工事量比率(A) = (当該年度受注額) ÷ (過去3年間の平 均受注額)	1.5点	0.0	1.0	1.5
合計点（a）		20.0点	7.0	7.0	12.5	

加 算 方 式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	10.0	5.0	3.0
	技術評価点（a）	7.0	7.0	12.5
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	17.0	12.0	15.5
	入札結果	1位（落札）	3位	2位

除 算 方 式	技術評価点 (標準点+加算点（a）)	107.0	107.0	112.5
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.7926	0.7509	0.7732
	入札結果	1位（落札）	3位	2位

3-1. 簡易型の事例

適用例 2. 開削工事（配水管布設 HPPE φ100・φ75mm）

(1) 工事の概要

本工事は、住宅地の造成にあわせて、開削により配水管（水道配水用ポリエチレン管（EF 接合））を布設し、分水栓の取出しを 20 箇所行うものである。

施工箇所：〇〇市××町△丁目□番地付近

工 期：契約の日から〇〇日間

工事概要：配水管埋設工（HPPE φ100mm DP0.6m）	L=180m
配水管布設工（HPPE φ75mm DP0.6m）	L=65m
分水栓取出工（分水栓付き EF サドル φ20mm）	20 箇所
仕切弁設置工（φ100mm）	4 箇所

予定価格：10,000,000 円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な 施工 計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	材料の品質管理に係わる技術的所見	ポリエチレン管、継手の保管方法
	施工上の課題に対する技術的所見	既設管との融着作業時の EF 接合部への水の付着の防止措置
		EF 接合部に使用するコントローラーの電源電圧の維持方法
		交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者）
	（施行体制）	講習会修了者（POLITEC）の配置

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画※	ポリエチレン管、継手の保管方法	特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		既設管との融着作業時のEF接合部への水の付着の防止措置	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		EF接合部に使用するコンローラーの電源電圧の維持方法	特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
		配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工監理技士または技術士	1.0
	2級土木施工監理技士			0.0	
	過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無		同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事評定点の平均点	80点以上		2.0	2.0点	
	70点以上80点未満		1.0		
	70点未満	0.0			
企業の社会的信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0点	

※ (2) の例から「材料の品質管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した場合

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社		
入札価格 (千円)		—	9,000	9,100	8,800		
企業の技術力	簡易な施工計画	ポリエチレン管、継手の保管方法	4.0点	0.0	4.0	4.0	
		既設管との融着作業時のEF接合部への水の付着の防止措置	3.0点	3.0	3.0	0.0	
		EF接合部に使用するコントローラーの電源電圧の維持方法	3.0点	0.0	3.0	3.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の実績の有無	1.0点	1.0	0.0	1.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0点	0.0	0.0	2.0	
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0点	0.0	1.0	0.0	
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	1.0点	1.0	0.0	0.0	
		過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	2.0点	2.0	2.0	0.0	
	性・社会的信頼	地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	1.0点	1.0	1.0	0.0
		過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	2.0点	2.0	0.0	0.0	
合計点 (a)		20.0点	10.0	14.0	10.0		

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	10.0	9.0	12.0
	技術評価点 (a)	10.0	14.0	10.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	20.0	23.0	22.0
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

除算方式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	110.0	114.0	110.0
	評価値 (価格評価点/入札価格×100)	1.222	1.253	1.250
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

3-1. 簡易型の事例

適用例 3. 開削工事（配水管布設 DIPφ800 mm）

(1) 工事の概要

本工事は、水道本管の耐震化を図るために既設配水本管 800mm を開削工法により、耐震継手管に取替えるものである。施工箇所は、住宅地が近接しているため、騒音対策が求められる。

施工箇所：〇〇市〇〇町〇〇地内

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：配水本管 800mm	新設工	600m
配水本管 800mm	撤去工	600m
配水小管 250mm	新設工	130m
配水本管 200mm	撤去工	130m
舗装撤去工		2,500m ²
舗装復旧工		2,500m ²
空気弁設置、撤去		1 箇所
土工事		1 式
仮設工		1 式
雑工		1 式

予定価格：400,000,000 円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	アスファルト合材の温度管理
簡易な施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者）
		材料搬入時の工夫
		施工安全管理の適切性（労働災害、公衆災害）
		騒音・振動などの環境への配慮

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画 ※1	交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者）	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※2	5.0 ～ 0.0	5.0点
		騒音・振動などの環境への配慮	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※2	5.0 ～ 0.0	5.0点
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
	70点以上80点未満		1.0		
	70点未満		0.0		
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
70点以上80点未満			1.0		
70点未満	0.0				
企業の信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0点	

※1 (2)の例から「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した例

※2 評価基準を順位方式とした場合

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社	
入札価格 (千円)			—	360,000	380,000	388,000	
企業の技術力	簡易な 施工 計画	一般通行車両及び 歩行者の交通安全 管理の適切性	5.0点	5.0	0.0	2.5	
		騒音、振動対策の適 切性	5.0点	0.0	2.5	5.0	
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類 似工事の実績の有無	1.0点	1.0	1.0	1.0	
		過去2年間の工事成 績評定点の平均点	2.0点	0.0	1.0	2.0	
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1.0点	1.0	0.0	1.0	
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0	
		過去2年間の主任(監 理)技術者の工事成 績評定点の平均点	2.0点	0.0	0.0	1.0	
	企業 ・ 社会 性 の 信 頼	地 理 的 条 件	地域内における本 支店、営業所の所在 地の有無	1.0点	1.0	1.0	1.0
		過去5年間の災害協定等 に基づく活動実績の有無	2.0点	0.0	0.0	2.0	
合計点			20.0点	8.0	5.5	15.5	
技術評価点(加算点) (a) (1位満点方式を採用した場合※3)				10.3	7.1	20.0	

※3 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	10.0	5.0	3.0
	技術評価点(a)	10.3	7.1	20.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	20.3	12.1	23.0
	入札結果	2位	3位	1位(落札)

除算方式	技術評価点 (標準点+加算点(a))	110.3	107.1	120.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.0306	0.0282	0.0309
	入札結果	2位	3位	1位(落札)

3-1. 簡易型の事例

適用例 4. 推進・開削工事（配水管布設 DIP φ 600mm）

(1) 工事の概要

本工事は、交通量の多い県道において、車線規制しながら配水管を新設するもので、推進により 250m、開削により 100m 布設するものである。

施工箇所：県道○号（○○市××町△丁目□番地付近）

工 期：契約の日から○○日間

工事概要：泥水式推進工（鞘管 φ 800mm DIP φ 600mm） L=250m
配水管布設工（DIP φ 600mm） L=100m

予定価格：150,000,000 円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な 施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	—
	施工上の課題に対する技術的所見	交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者／施工時及び開放時）
		推進工の精度管理の適切性
		地表面管理の適切性
		泥水管理の適切性
		裏込め管理の適切性
施工安全管理の適切性（労働災害、公衆災害）		
騒音・振動などの環境への配慮		

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画 ※1	交通安全管理の適切性（一般通行車両及び歩行者）	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※2	10.0 ～ 0.0	10.0点
		泥水管理の適切性	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※2	10.0 ～ 0.0	10.0点
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上 70点以上80点未満 70点未満	2.0 1.0 0.0	2.0点
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上 70点以上80点未満 70点未満	2.0 1.0 0.0	2.0点
			合計点		
	企業の信頼性・社会性		地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり 〇〇市内に拠点なし
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無		活動実績あり 活動実績なし		2.0 0.0	2.0点

※1 (2)の例から「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した例

※2 評価基準を順位方式とした場合

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社		
入札価格 (千円)		—	130,00	120,000	140,000		
企業 の 技術 力	簡易な 施工 計画	一般通行車両及び歩 行者の交通安全管理 の適切性	10.0点	5.0	0.0	10.0	
		泥水管理の適切性	10.0点	0.0	5.0	10.0	
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類 似工事の実績の有無	1.0点	1.0	0.0	0.0	
		過去2年間の工事成 績評定点の平均点	2.0点	2.0	1.0	1.0	
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1.0点	1.0	0.0	1.0	
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	1.0点	0.0	1.0	1.0	
		過去2年間の主任(監 理)技術者の工事成 績評定の平均点	2.0点	2.0	1.0	2.0	
	企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地 理 的 条 件	地域内における本 支店、営業所の所在 地の有無	1.0点	1.0	0.0	0.0
		過去5年間の災害協定等 に基づく活動実績の有無	2.0点	0.0	2.0	0.0	
合計点 (a)		30.0点	12.0	10.0	25.0		

加 算 方 式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	13.3	20.0	6.7
	技術評価点 (a)	12.0	10.0	25.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	25.3	30.0	31.7
	入札結果	3位	2位	1位(落札)

除 算 方 式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	112	110	125
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.0862	0.0917	0.0893
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

3-1. 簡易型の事例

適用例 5. シールド工事

(1) 工事の概要

<p>本工事は、配水管φ900mmを布設するために、シールドトンネルを築造するものです。</p> <p>施工箇所：〇〇市◎◎地内～◇◇市□□地内 工 期：契約の日から〇〇日間 工事概要：泥土圧式シールド工法（外径 2000mm×内径 1850mm） 路線延長 L=2000m 発進立坑築造工 1 箇所 到達立坑築造工 1 箇所 中間立坑築造工 2 箇所 予定価格：1,000,000,000 円</p>
--

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な 施工 計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	セグメント保管場所・方法の適切性
	施工上の課題に対する技術的所見	シールド工の精度管理の適切性
		排土管理の適切性
		地表面管理の適切性
		裏込め管理の適切性
		トンネル内の労働安全衛生管理の適切性
		騒音・振動などの環境への配慮 ○ 矢板圧入引抜時の振動対策 ○ 覆工板の騒音対策
		工事車両の出入場の際の安全対策
工事のイメージアップの手法		

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画※1	セグメントの保管場所、方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		シールド工の精度管理の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		トンネル内の労働安全衛生管理の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
2級土木施工管理技士			0.0		
過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無		同種工事の実績あり	1.0	1.0点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会的	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0点	

※1 (2)の例から「品質管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格 (千円)		—	930,000	900,000	970,000	
企業の技術力	簡易な 施工 計画	セグメントの保管 場所、方法の適切性	3.0点	3.0	3.0	3.0
		シールド工の精度 管理の適切性	3.0点	3.0	0.0	0.0
		トンネル内の労働安 全衛生管理の適切性	4.0点	4.0	0.0	0.0
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類 似工事の実績の有無	1.0点	1.0	0.0	1.0
		過去2年間の工事成 績評定点の平均点	2.0点	2.0	0.0	2.0
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1.0点	0.0	0.0	1.0
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0
		過去2年間の主任(監 理)技術者の工事成 績評定の平均点	2.0点	1.0	1.0	2.0
	企業 ・ 社会 性	地 理 的 条 件	地域内における本 支店、営業所の所在 地の有無	1.0点	1.0	0.0
過去5年間の災害協定等に 基づく活動実績の有無		2.0点	0.0	2.0	0.0	
合計点		20.0点	15.0	6.0	9.0	
技術評価点(加算点)(a) (1位満点方式を採用した場合 ^{※2})			20.0	8.0	12.0	

※2 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

加算 方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	7.0	10.0	3.0
	技術評価点(a)	20.0	8.0	12.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	27.0	18.0	15.0
	入札結果	1位(落札)	2位	3位

除算 方式	技術評価点 (標準点+加算点(a))	120.0	108.0	112.0
	評価値 (技術評価点/入札価格 $\times 100$)	0.0129	0.0120	0.0115
	入札結果	1位(落札)	2位	3位

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
簡易な企業の技術力	簡易な施工計画※	推進管の保管方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		鞘管内充填材の管理方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		立坑内配管の方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績表定の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上 80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上 80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0点	

※ (2) の例から「施工上の課題に対する技術的所見」のうち3つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社
入札価格 (千円)			—	232,500	242,500	227,500
企業の技術力	簡易な 施工 計画	推進管の保管方法 の適切性	3.0点	3.0	3.0	3.0
		鞘管内充填材の管 理方法の適切性	3.0点	0.0	3.0	0.0
		立坑内配管の方法 の適切性	4.0点	4.0	4.0	4.0
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類 似工事の実績の有無	1.0点	1.0	1.0	0.0
		過去2年間の工事成 績評定の平均点	2.0点	0.0	1.0	0.0
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1.0点	1.0	0.0	1.0
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	1.0点	1.0	1.0	1.0
		過去2年間の主任(監 理)技術者の工事成 績評定の平均点	2.0点	0.0	2.0	1.0
	性・社 会性 の 信 頼	地 理 的 条 件	地域内における本 支店、営業所の所在 地の有無	1.0点	0.0	1.0
過去5年間の災害協定等 に基づく活動実績の有無		2.0点	0.0	2.0	0.0	
合計点 (a)			20.0点	10.0	18.0	11.0

加 算 方 式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	7.0	3.0	9.0
	技術評価点 (a)	10.0	18.0	11.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	17.0	21.0	20.0
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

除 算 方 式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	110.0	118.0	111.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.0473	0.0487	0.0488
	入札結果	3位	2位	1位(落札)

3-1. 簡易型の事例

適用例 7. パイプインパイプ工事（配水管布設 SPφ800mm）

(1) 工事の概要

本工事は、水道管の耐震化を図るために既設配水本管にφ800mmの管をパイプインパイプ工法により布設するものであり、併せて立坑を2箇所、制水弁室（両押込立坑）1箇所を築造する。

施工箇所は、住宅街及び商店街に近接しており、騒音振動対策が求められる。

施工箇所：〇〇市△△地内

工 期：契約の日から〇〇〇日間

工事概要：配水本管（φ800）既設管内配管工	L=660m
配水本管（φ800）撤去工	L= 40m
制水弁設置、撤去	1 式
制水弁室（両押込立坑）築造工	1 箇所
立坑築造工（片押込み）	2 箇所
舗装工事	500m ²
仮設工	1 式
付帯工	1 式

予定価格：500,000,000 円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	現場溶接、塗装の管理方法の適切性
	施工上の課題に対する技術的所見	出来高管理の方法の適切性
		充填材の管理の適切性
		立坑内配管の方法の適切性
		施工安全管理の適切性（労働災害、公衆災害）
		騒音・振動などの環境への配慮 ○矢板圧入引抜時の振動対策 ○覆工板の騒音対策
		工事車両の出入場の際の安全対策
	工事のイメージアップの手法	

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画※	現場溶接、塗装の管理方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		充填材の管理の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		騒音、振動などの環境への配慮	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0 点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0 点
			70点以上 80点未満	1.0	
	70点未満		0.0		
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0 点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0 点
			類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点		80点以上	2.0	2.0 点	
		70点以上 80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0 点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0 点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0 点	

※ (2) の例から「品質管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した場合

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社
入札価格 (千円)			—	465,000	485,000	455,000
企業の技術力	簡易な 施工 計画	現場溶接、塗装の管理方法の適切性	3.0点	0.0	3.0	0.0
		充填材の管理の適切性	3.0点	0.0	3.0	3.0
		騒音、振動対策の適切性	4.0点	4.0	4.0	0.0
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類似工事の実績の有無	1.0点	1.0	1.0	1.0
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0点	1.0	2.0	0.0
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0点	1.0	0.0	1.0
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0
		過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	2.0点	2.0	2.0	1.0
	性・社会的 企業の信頼	地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	1.0点	1.0	0.0
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無		2.0点	0.0	0.0	0.0	
合計点 (a)			20.0点	10.0	15.0	6.0

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	7.0	3.0	9.0
	技術評価点 (a)	10.0	15.0	6.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	17.0	18.0	15.0
	入札結果	2位	1位(落札)	3位

除算方式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	110.0	115.0	106.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.0237	0.0237	0.0233
	入札結果	1位(落札)	1位(落札)	3位

3-1. 簡易型の事例

適用例 8. 内挿管工事（配水管布設 SPφ900mm）

(1) 工事の概要

<p>本工事は、シールドトンネル（内径 1850mm）内に配水管φ900 を布設するものである。</p> <p>施工箇所：〇〇市◎◎地内～◇◇市□□地内</p> <p>工 期：契約の日から〇〇日間</p> <p>工事概要：シールドトンネル内配管工（SPφ900） L=2,000m 配管工（SPφ900） L= 100m</p> <p>予定価格：320,000,000 円</p>
--

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	現場溶接、塗装の管理方法の適切性
	施工上の課題に対する技術的所見	出来高管理方法の適切性
		充填材の管理の適切性
		トンネル内の労働安全衛生管理の適切性
		工事車両の出入場の際の安全対策
		工事のイメージアップの手法

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画※	現場溶接、塗装の管理方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		出来高管理の方法の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		トンネル内の労働安全衛生管理の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会的	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				20.0点	

※ (2)の例から「品質管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した場合

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社
入札価格 (千円)			—	288,000	310,400	291,200
企業の技術力	簡易な 施工 計画	現場溶接、塗装の管理方法の適切性	3.0点	3.0	3.0	0.0
		出来高管理の方法の適切性	3.0点	3.0	3.0	0.0
		トンネル内の労働安全衛生管理の適切性	4.0点	0.0	4.0	4.0
	企業の 施工 実績	過去10年間の同種・類似工事の実績の有無	1.0点	0.0	1.0	1.0
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0点	0.0	0.0	2.0
	配置 予定 技術者 の 能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0点	0.0	0.0	1.0
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	1.0点	1.0	1.0	1.0
		過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	2.0点	1.0	2.0	1.0
	性・ 社会性 企業の 信頼	地理的 条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	1.0点	0.0	1.0
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無		2.0点	0.0	2.0	0.0	
合計点 (a)			20.0点	8.0	17.0	10.0

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	10.0	3.0	9.0
	技術評価点 (a)	8.0	17.0	10.0
	評価値 (価格評価点 + 技術評価点)	18.0	20.0	19.0
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

除算方式	技術評価点 (標準点 + 加算点 (a))	108.0	117.0	110.0
	評価値 (技術評価点 / 入札価格 × 100)	0.0375	0.0377	0.0378
	入札結果	3位	2位	1位(落札)

3-1. 簡易型の事例

適用例 9. 工業計測器更新工事（電磁流量計更新）

(1) 工事の概要

本工事は、水道本管400mmに挿入されている既設電磁流量計1台（使用期間〇〇年）を新設電磁流量計に更新するものである。

切換工事は、既存のバイパス管を用いて行い、撤去開始から新設流量計の据付配線完了までを4時間以内で行うことが求められている。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇配水池

工期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：既設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ撤去工	1式
新設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ新設工	1式
変換器盤撤去工	1面
計装変換器盤新設工	1面
既設電源ケーブル、信号ケーブル撤去工	80m
電源ケーブル、信号ケーブル布設工	80m
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：15,000,000円

(2) 簡易な 施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な 施工 計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	計器類、ケーブル類保管の適切性
	施工上の課題に対する技術的所見	廃棄物処理の適切性
		施工安全管理の適切性（労働災害）
		短時間切替方法の確実性

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業 の 技 術 力	簡易な 施工計画*	施工計画の実施手順の妥 当性	現場の環境条件を踏まえて特に 考慮すべき事項が適切に記述さ れている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に 考慮すべき事項が適切に記述さ れている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		施工安全管理の適切性 (労働災害)	現場の環境条件を踏まえて特に 考慮すべき事項が適切に記述さ れている	2.0	2.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の 施工実績	過去10年間の同種・類似 工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	2.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の優良工事表彰 の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0点
			表彰の実績なし	0.0	
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者の保有 する資格	1級電気工事施工管理技士 または技術士	1.0	1.0点
			2級電気工事施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任(監理) 技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	2.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の優良工事 技術者表彰の有無		表彰の実績あり	1.0	1.0点	
		表彰の実績なし	0.0		
合計点				15.0点	

※ (2)の例から「工程管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち1つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格 (千円)		—	10,000	12,000	14,500	
企業 の 技 術 力	簡易な施 工計画	施工計画の実施手順の妥当性	3.0点	0.0	3.0	3.0
		工期設定の適切性	3.0点	0.0	0.0	3.0
		施工安全管理の適切性	2.0点	2.0	2.0	2.0
	企業の施 工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2.0点	2.0	2.0	2.0
		過去2年間の優良工事表彰の有無	1.0点	0.0	1.0	0.0
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0点	0.0	1.0	1.0
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	2.0点	2.0	2.0	2.0
		過去2年間の優良工事技術者表彰の有無	1.0点	0.0	1.0	0.0
	合計点 (a)		15.0点	6.0	12.0	13.0

加 算 方 式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	33.3	20.0	3.33
	技術評価点 (a)	6.0	12.0	13.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	39.3	32.0	16.33
	入札結果	1位 (落札)	2位	3位

除 算 方 式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	106.0	112.0	113.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	1.06	0.933	0.779
	入札結果	1位 (落札)	2位	3位

3-1. 簡易型の事例

適用例10. 電気設備工事（動力制御盤増設）

(1) 工事の概要

本工事は、取水ポンプ2台の増設に伴い、ポンプ制御盤の新設と既設監視制御装置の改造を行うものである。工事は、既存の取水ポンプ運転への影響を最小限とすることが求められる。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇取水場

工期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：取水ポンプ(37kw)制御盤新設工	2面
既設監視制御盤改造工	1式
遠方監視制御装置改造工 (取水ポンプ場、中央各局)	1式
中央監視制御装置改造工	1式
電源ケーブル、信号ケーブル布設工	300m
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：26,000,000円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	制御盤、ケーブル類の適正保管
	施工上の課題に対する技術的所見	短時間切替方法の確実性
		廃棄物処理の適切性
		施工安全管理の適切性（労働災害）

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業 の 技術 力	簡易な施工 計画※ ¹	短時間切替方法の確実性	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※ ²	4.0 ～ 0.0	4.0点
		廃棄物処理の適切性	競争参加者で最も優れた所見を示した者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には按分して点数を付与する※ ²	4.0 ～ 0.0	4.0点
	企業の施工 実績	過去10年間の同種・類似 工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	2.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評 定平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技 術者の能力	主任（監理）技術者の保 有する資格	1級電気工事施工管理技士 または技術士	1.0	1.0点
			2級電気工事施工管理技士	0.0	
		過去10年間の主任（監理） 技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の優良工事技 術者表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0点
表彰の実績なし			0.0		
合計点				15.0点	

※1 (2)の例から「施工上の課題に対する技術的所見」のうち2つの内容を設定した例

※2 評価基準を順位方式とした場合

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格（千円）		—	21,000	23,000	25,000	
企業の技術力	簡易な施工計画	短時間切替方法の確実性	4.0点	0.0	2.0	4.0
		廃棄物処理の適切性	4.0点	0.0	4.0	2.0
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2.0点	2.0	2.0	2.0
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0点	1.0	1.0	2.0
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1.0点	1.0	1.0	1.0
		過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	1.0点	0.0	2.0	2.0
		過去2年間の優良工事技術者表彰の有無	1.0点	0.0	0.0	0.0
	合計点（a）		15.0点	4.0	12.0	13.0

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	19.23	11.54	3.85
	技術評価点（a）	4.0	12.0	13.0
	評価値 (価格評価点 + 技術評価点)	23.23	23.54	16.85
	入札結果	2位	1位 (落札)	3位

除算方式	技術評価点 (標準点 + 加算点 (a))	104.0	112.0	113.0
	評価値 (技術評価点 / 入札価格 × 100)	0.495	0.487	0.452
	入札結果	1位 (落札)	2位	3位

3-1. 簡易型の事例

適用例 1 1. 浄水場機械設備新設工事（膜ろ過処理設備）

(1) 工事の概要

本工事は、100m³/日の膜ろ過設備を新設するものである。
 膜ろ過設備については、膜孔径をUF膜相当、膜材質は酢酸セルロース、ろ過流束は2.0m³/日・m²程度とする。

施工箇所：〇〇町〇〇地内〇〇取水場

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：原水貯留設備工事	1 式
膜ろ過設備工事	1 式
前処理設備工事	1 式
薬注設備工事	1 式
膜ろ過排水設備工事	1 式
計装用空気源設備工事	1 式
膜ろ過動力制御設備工事	1 面
二次側電気配線工事	1 式
仮設工	1 式
雑工	1 式
総合試運転調整	1 式

予定価格：75,000,000 円

(2) 簡易な施工計画に関する評価項目の具体的な内容の例

評価項目		具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	各種装置、材料の適正保管
	施工上の課題に対する技術的所見	既設配水設備（既設配水タンク／既設配水管網等）への接続手順の確実性
		施工安全管理の適切性（労働災害）
		廃棄物処理の適切性
		騒音、振動などの環境への配慮

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	簡易な施工計画 ※1	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		既設配水設備への接続手順の確実性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	3.0	3.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の優良工事表彰の有無	表彰の実績あり	3.0	3.0点
			表彰の実績なし	0.0	
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	水道部門技術士	3.0	3.0点
			監理技術者資格(水道部門)	0.0	
過去10年間の施工経験の有無		同種工事の実績あり	3.0	3.0点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去2年間の優良工事技術者表彰の有無		表彰の実績あり	3.0	3.0点	
		表彰の実績なし	0.0		
企業の信頼性・社会性	地理的条件	域内に本店、支店または営業所あり	3.0	3.0点	
		域内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定に基づく活動実績の有無	活動実績あり	3.0	3.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点				30.0点	

※1 (2)の例から「工程管理に係わる技術的所見」と「施工上の課題に対する技術的所見」のうち1つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格 (千円)		—	60,000	65,000	70,000	
企業の技術力	簡易な 施工 計画	実施手順の妥当性	3.0点	0.0	3.0	3.0
		工期設定の適切性	3.0点	0.0	3.0	3.0
		既設配水設備への接続手順	3.0点	0.0	0.0	3.0
	施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	3.0点	3.0	3.0	3.0
		過去2年間の優良工事表彰の有無	3.0点	0.0	3.0	3.0
	配置 予定 技術者 の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	3.0点	0.0	0.0	3.0
		過去10年間の施工経験の有無	3.0点	0.0	3.0	3.0
		過去2年間の優良工事技術者表彰の有無	3.0点	0.0	3.0	3.0
	社会性 企業の信頼性・	地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	3.0点	0.0	3.0
過去5年間の災害協定に基づく活動実績の有無		3.0点	0.0	0.0	3.0	
合計点		30.0点	3.0	21.0	27.0	
技術評価点(加算点) (a) (1位満点方式を採用した場合 ^{※2})			3.3	23.3	30.0	

※2 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

加算方式	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	20.0	13.0	6.7
	技術評価点 (a)	3.3	23.3	30.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	23.3	36.3	36.7
	入札結果	3位	2位	1位(落札)

除算方式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	103.3	123.3	130.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.172	0.190	0.186
	入札結果	3位	1位(落札)	2位

3-2. 標準型の事例

適用例 1 2. シールド工事

(1) 工事の概要

本工事は、配水管φ900mmを布設するために、シールドトンネルを築造するものです。

施工箇所：〇〇市◎◎地内～◇◇市□□地内

工 期：契約の日から〇〇日間

工事概要：泥土圧式シールド工法（外径 2000mm×内径 1850mm）

路線延長 L=2000m

発進立坑築造工 1箇所

到達立坑築造工 1箇所

中間立坑築造工 2箇所

予定価格：1,000,000,000円

(2) 企業の高度な技術力の評価項目の例

分 類	評 価 項 目
総合的なコスト	仮設工事費用の抑制
	工事期間中の補償費の抑制
	工事期間中の借地料の抑制
	新工法、新技術の採用
性能・強度等	シールド工の精度管理
	セグメントの品質管理
社会的要請への対応	施工中の工事騒音の低減
	排土管理
	工事に伴う交通規制日数の短縮
	工事車両の出入場の際の安全対策の工夫
	工事のイメージアップの手法

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点	
企業の技術力	工事全般の 施工計画	当該工事における 施工上配慮すべき 事項等の技術的所見	施工計画が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	10.0	10.0点	
			施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	5.0		
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0		
	配置予定 技術者の 能力	技術者の専門技術力 (ヒアリング)		実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4.0	4.0点
				実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
				その他	0.0	
		当該工事の理解度・ 取り組み姿勢 (ヒアリング)		当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4.0	4.0点
				当該工事について適切に理解している	2.0	
				その他	0.0	
	技術者のコミュニケーション能力 (ヒアリング)		質問の意図を理解し、的確な応答ができる	2.0	2.0点	
			その他	0.0		
	企業の高度な技術力	社会的要請への 対応*	施工騒音の低減値	77dB 未満	10.0	10.0点
80dB 未満～77dB 以上				5.0		
85dB 以下～80dB 以上				0.0		
交通規制日数の短縮			予定日数からの短縮率 10～15%	10.0	10.0点	
			予定日数からの短縮率 5～10%	5.0		
			予定日数からの短縮率 0～5%	0.0		
技術提案に係る 施工計画		技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性		内容が具体的であり、技術提案の大きな効果が期待できる施工計画である	10.0	10.0点
				内容が適切であり、技術提案の効果が期待できる施工計画である	5.0	
				内容が不適切ではないが、技術提案の効果が期待できない施工計画である	0.0	
合計点					50.0点	

※ (2)の例から「社会的要請への対応」のうち2つの内容を設定した例

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社
入札価格（千円）			—	890,000	950,000	930,000
企業の技術力	工事全般の 施工計画	当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見	10.0点	10.0	5.0	5.0
	配置予定 技術者の 能力	技術者の専門技術力 （ヒアリング）	4.0点	4.0	0.0	4.0
		当該工事の理解度・取り 組み姿勢 （ヒアリング）	4.0点	2.0	0.0	2.0
		技術者のコミュニケーション能力 （ヒアリング）	2.0点	0.0	0.0	0.0
企業の高度な 技術力	社会的 要請への 対応	施工騒音の低減値	10.0点	10.0	10.0	5.0
		交通規制日数の短縮	10.0点	0.0	10.0	10.0
	技術提案 に係る 施工計画	技術提案の実現性、有効性を 確認するための施工計画の 適切性	10.0点	5.0	10.0	10.0
合計点（a）			50.0点	31.0	35.0	36.0

加算方式 （参考）	価格評価点 （ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）	11.0	5.0	7.0
	技術評価点（a）	31.0	35.0	36.0
	評価値 （価格評価点 + 技術評価点）	42.0	40.0	43.0
	入札結果	2位	3位	1位（落札）

除算方式	技術評価点 （標準点 + 加算点（a））	131.0	135.0	136.0
	評価値 （価格評価点 / 入札価格 $\times 100$ ）	0.0147	0.0142	0.0146
	入札結果	1位（落札）	3位	2位

3-2. 標準型の事例

適用例 13. パイプインパイプ工事（配水管更新 SPφ1700mm）

(1) 工事の概要

本工事は、〇〇幹線の更新及び耐震化を図るため、パイプインパイプ工事を行うものである。3箇所ある立坑予定地のうち中間立坑は、交差点内にあり交通規制（通行止め）を伴う。

また、他の2箇所についても住宅地及び商店街にあり、騒音対策が求められる。工事概要は以下のとおりである。

施工箇所 〇〇市〇〇町〇〇地内から同市〇〇町〇〇地内

工 期 工事着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要 φ1700 mm水道用鋼管 L=2,500m配管、配水弁室新設1箇所、立坑築造3箇所

標準案 《交通規制日数：250日以下》

- ・ 交差点部の立坑部に関する通行止め及び、施工時の車線規制等の総規制日数は250日とする。

《渋滞緩和対策》

- ・ 調査工以外は原則として夜間施工(22:00～6:00)とする。但し、通行止め及びバス路線にあたる箇所は、最終バス通過後から始発バス運行前の間

(21:30～5:00)とする。

《騒音対策》

- ・ 土留め（鋼矢板）打設及び引抜は、圧入工法による。

- ・ 溶接時の排煙は排気口を中間立坑に設置し、集中的に排煙することにより、住宅地及び商店街における騒音を抑制する。

作業時の騒音は85dB以下とする。

予定価格 650,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点		
企業の技術力	工事全般の施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性	現地条件(周辺環境、地域特性、土質等)を踏まえた詳細な施工計画であり、コスト縮減、安全対策に優位な工夫や品質向上への取組が見られる。	10.0	10.0点		
			条件を踏まえた詳細な工程計画である。	5.0			
			不適切ではないが、一般的な記載のみである。	0.0			
	配置 予定技術者の能力	技術者の専門技術力 (ヒアリング)		実績とし挙げた工事において中心として参画し、創意工夫等の積極的な取組が期待できる	4.0	4.0点	
				実績とし挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0		
				その他	0.0		
		当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)		当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる。	4.0	4.0点	
				当該工事について適切に理解している。	2.0		
				その他	0.0		
		技術者のコミュニケーション能力 (ヒアリング)		質問の意図を理解し、的確な応答が出来る。	2.0	2.0点	
				その他	0.0		
		企業の高度な技術力	社会的要請への対応	車両規制に関する縮減日数の提案	車両規制日数 200日(250日の2割減)を満点とし規制日数により按分して点数を付与する。*	10.0~0.0	10.0点
渋滞緩和に対する提案	提案内容が具体的かつ現実的で当該規制箇所及び周辺の道路状況を考慮した提案である。				5.0	5.0点	
	一般的な対策に比べ、工夫が伺える。				2.0		
	一般的な対策である。				0.0		
技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性			内容が具体的であり、技術提案の大きな効果が期待できる。	5.0	5.0点	
				内容が適切であり、技術提案の大きな効果が期待できる。	2.0		
				内容は不適切ではないが、技術提案の効果が期待できない。	0.0		
合計点					50.0点		

※ 評価基準を数値方式とした場合。

(3) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格（千円）		—	630,000	520,000	620,000	
企業の技術力	工事全般の施工計画	施工計画の実現性	10.0点	10.0	0.0	5.0
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	4.0点	4.0	4.0	2.0
		当該工事の理解度・取り組み姿勢（ヒアリング）	4.0点	4.0	2.0	2.0
		技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）	2.0点	2.0	0.0	0.0
企業の高度な技術力	社会的要請への対応	車両規制の縮減	10.0点	8.0 (210)	1.0 (245)	5.0 (225)
		渋滞緩和に関する提案	5.0点	5.0	2.0	5.0
		施工時の騒音低減	10.0点	8.8 (70)	2.9 (80)	5.9 (75)
	技術提案に係る施工計画	技術提案の施工計画書	5.0点	5.0	0.0	2.0
合計点（a）		50.0点	46.8	11.9	26.9	

加算方式（参考）	価格評価点 （ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）	3.1	20.0	4.6
	技術評価点（a）	46.8	11.9	26.9
	評価値 （価格評価点＋技術評価点）	49.9	31.9	31.5
	入札結果	1位 （落札）	2位	3位

除算方式	技術評価点 （標準点＋加算点（a））	146.8	111.9	126.9
	評価値 （技術評価点／入札価格×100）	0.0233	0.0215	0.0205
	入札結果	1位 （落札）	2位	3位

3-2. 標準型の事例

適用例 1 4. 沈殿池・ろ過池更新工事

(1) 工事の概要

本工事は、〇〇浄水場の更新及び耐震化を図るため、沈殿池及びろ過池等の更新工事を行うものである。工事期間中の処理量は 1/2 を確保するものとする。併せてコンクリートの延命化、耐震性の向上によりコスト縮減を図るものとする。工事概要は以下のとおりである。

施工箇所 〇〇市〇〇町〇〇浄水場内

工 期 工事着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要 沈殿池×4池、ろ過池×4池（いずれも RC 造）、その他付属施設

標準案 《処理能力低下日数：300日以下》

- ・施工は原則として昼間施工(9:00~17:00)とし、工事車両の搬出入は10:00~16:00とする。また、場外道路の渋滞を引き起こさぬよう交通整理員を配置する。

《構造物の耐震化対策》

- ・補強梁(H800×W400)による補強対策

《コンクリートの劣化対策》

- ・コンクリート壁面への塗装(液状エポキシ樹脂塗料)

予定価格 3,000,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業の技術力	工事全般の施工計画	現地の条件を踏まえた詳細な施工計画の実現性	現地条件(周辺環境、地域特性、土質等)を踏まえた詳細な施工計画であり、コスト縮減、安全対策に優位な工夫や品質向上への取組が見られる。	10.0	10.0点
			条件を踏まえた詳細な工程計画である。	5.0	
			不適切ではないが、一般的な記載のみである。	0.0	
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力(ヒアリング)	実績とし挙げた工事において中心として参画し、創意工夫等の積極的な取組が期待できる	4.0	4.0点
			実績とし挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
			その他	0.0	
		当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる。	4.0	4.0点
			工事内容を適切に理解している。	2.0	
			その他	0.0	
		技術者のコミュニケーション能力(ヒアリング)	質問の意図を理解し、的確な応答が出来る。	2.0	2.0点
			その他	0.0	
		企業の高度な技術力	社会的要請への対応	能力低下日数の縮減に関する提案	最大縮減日数 60日(300日の2割)を満点とし、縮減日数により按分して点数を付与する。*
施設耐震化に対する提案	提案内容が具体的かつ現実的で状況を十分考慮している。コスト面でも優位な提案である。			5.0	5.0点
	一般的な対策に比べ、工夫が伺える。			2.0	
	一般的な対策である。		0.0		
コンクリート劣化に関する提案	提案内容は施工実績、効果ともにすばらしく、施工中及び施工後も環境負荷が少なく、優位な提案である。		10.0	10.0点	
	一般的な対策に比べ、工夫が伺える。		5.0		
	一般的な対策である。		0.0		
技術提案に係る施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性		内容が具体的であり、技術提案の大きな効果が期待できる。	5.0	5.0点
			内容が適切であり、技術提案の大きな効果が期待できる。	2.0	
			内容は不適切ではないが、技術提案の効果が期待できない。	0.0	
合計点				50.0点	

※ 評価基準を数値方式とした場合。

(3) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格（百万円）		—	2,800	2,500	2,400	
企業の技術力	工事全般の施工計画	施工計画の実現性	10.0点	10.0	5.0	5.0
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	4.0点	4.0	2.0	2.0
		当該工事の理解度・取り組み姿勢（ヒアリング）	4.0点	2.0	4.0	0.0
		技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）	2.0点	2.0	2.0	2.0
企業の高度な技術力	社会的要請への対応	処理低下日数の縮減	10.0点	5.0(30)	3.3(20)	0.8(5)
		耐震化に関する提案	5.0点	5.0	2.0	0.0
		コンクリート劣化対策	10.0点	10.0	0.0	5.0
	技術提案に係る施工計画	技術提案の施工計画書	5.0点	5.0	2.0	2.0
合計点（a）		50.0点	43.0	20.3	16.8	

加算方式（参考）	価格評価点 （ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）	6.7	16.7	20.0
	技術評価点（a）	43.0	20.3	16.8
	評価値 （価格評価点 + 技術評価点）	49.7	37.0	36.8
	入札結果	1位 （落札）	2位	3位

除算方式	技術評価点 （標準点 + 加算点（a））	143.0	120.3	116.8
	評価値 （技術評価点 / 入札価格 × 100）	5.107	4.812	4.867
	入札結果	1位 （落札）	3位	2位

3-2. 標準型の事例

適用例 15. 受変電・配電設備更新工事

(1) 工事の概要

本工事は、〇〇取水ポンプ場の受変電・配電設備の老朽化にともない、更新を行うものである。切換時間の最短化（停電時間・回数の最小化）を図り、取水ポンプ場の運転への影響を最小限に抑えることが求められる。

非常用自家発電設備（1000kVA）は、発電機盤のみを新設し、その他は当面既設を使用する。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇取水場

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：6kV高圧受電盤、変圧器盤、切換盤他新設工	10面
低圧配電盤他新設工	15面
発電機盤他新設工	3面
無停電電源装置新設工	1式
既設受変電盤、配電盤他撤去工	1式
既設電源ケーブル、信号ケーブル撤去工	1式
電源引込工	1式
電源ケーブル、信号ケーブル布設工	1式
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：450,000,000円

(2) 企業の高度な技術力の評価項目の例

分 類	評 価 項 目
総合的なコスト	ライフサイクルコスト（維持管理費）の抑制
	エネルギー効率の改善
	新工法、新技術の採用
性能・機能等	設備の故障対応及び通報の方法
	既設ポンプ場への影響度（施工時の停電回数及び停電時間）
	設置スペース、作業スペースの改善
	保守部品の確保及び供給体制
社会的要請への対応	撤去品のリサイクル率

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点				
企業の技術力	施工計画	当該工事において施工上配慮すべき事項	施工計画が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	15.0	15.0点				
			施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	8.0					
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0					
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）		実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4.0	4.0点			
				実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0				
				その他	0.0				
		当該工事の理解度・取り組み姿勢（ヒアリング）			当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4.0	4.0点		
					当該工事について適切に理解している	2.0			
					その他	0.0			
	技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）			質問の意図を理解し、的確な応答ができる	2.0	2.0点			
その他				0.0					
企業の高度な技術力	性能・機能に関する事項	施工時の停電回数、停電時間に関する提案（具体的な施工計画）			15.0	15.0点			
							停電回数や時間は運転管理の許容範囲内であり、現地の状況を踏まえた実効性、安全性に優位な工夫が見られる。		
							現地の状況を踏まえており安全に実施できることが窺える。		
		設備の故障対応及び通報の方法					10.0	10.0点	
									故障時の通報や復帰手順等の操作の標準化、明確化が図られる等、非常時対応に優位な工夫が見られる。
									研修が必要だが、操作性などに一定の改善が見られる。
					5.0				
					0.0				
合計点					50.0点				

(4) 評価結果

評価項目			配点	A社	B社	C社
入札価格（千円）			—	370,000	400,000	420,000
企業の技術力	施工計画	当該工事において施工上配慮すべき事項	15.0点	8.0	8.0	15.0
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	4.0点	2.0	4.0	2.0
		当該工事の理解度・取り組み姿勢（ヒアリング）	4.0点	2.0	2.0	2.0
		技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）	2.0点	2.0	2.0	2.0
企業の高度な技術力	環境の維持等	施工時の停電回数、停電時間に関する提案（具体的な施工計画）	15.0点	8.0	8.0	8.0
		設備の故障対応及び通報の方法	10.0点	5.0	5.0	10.0
合計点			50.0点	27.0	29.0	39.0
技術評価点（加算点）（a） （一位満点方式を採用した場合※）				34.6	37.2	50.0

※ 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

加算方式 （参考）	価格評価点 （ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）	17.8	11.1	6.7
	技術評価点（a）	34.8	37.2	50.0
	評価値 （価格評価点＋技術評価点）	52.6	48.3	56.7
	入札結果	2位	3位	1位（落札）

除算方式	技術評価点 （標準点＋加算点（a））	134.6	137.2	150.0
	評価値 （価格評価点／入札価格×100）	0.0364	0.0343	0.0357
	入札結果	1位（落札）	3位	2位

3-2. 標準型の事例

適用例 16. 浄水場機械設備更新工事

(1) 工事の概要

本工事は、既設浄水場機械設備（浄水量：500m³/日、浄水方式：屋外設置型タンク式砂ろ過方式）を膜ろ過方式機械設備（MF膜相当、膜材質、ろ過流速はメーカー標準）に更新するものである。

なお、膜ろ過設備は既設建屋の薬注室内に既設薬注設備を撤去後設置するものとし、施工に際しては断水の影響を極力少なくすることが求められている。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇浄水場

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：原水槽設備工事（土木構造物は既設流用）	1式
前処理設備工事	1式
膜ろ過設備工事	1式
浄水池設備工事（土木構造物は既設流用）	1式
計装用空気源設備工事	1式
膜ろ過動力制御設備工事	1面
二次側電気配線工事	1式
仮設工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：150,000,000円

(2) 企業の高度な技術力の評価項目の例

分 類	評 価 項 目
総合的なコスト	ライフサイクルコスト（維持管理費）の抑制
	新工法、新技術の採用
性能・機能等	設置スペース、作業スペースの改善
	保守部品の確保及び供給体制
社会的要請への対応	給水の不断性（施工時の断水有無、断水有の場合の回数と時間）
	撤去品のリサイクル率

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点	
企業の技術力	施工計画	当該工事において施工上配慮すべき事項	施工計画が現地の環境条件を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	10.0	10.0点	
			施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	5.0		
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0		
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	当該工事の理解度・取り組み姿勢（ヒアリング）	実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4.0	4.0点
				実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
				その他	0.0	
		技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	当該工事について適切に理解している	4.0	4.0点
				当該工事について適切に理解している	2.0	
				その他	0.0	
	技術者のコミュニケーション能力（ヒアリング）	質問の意図を理解し、的確な応答ができる	質問の意図を理解し、的確な応答ができる	2.0	2.0点	
			その他	0.0		
	企業の高度な技術力	総合的なコスト	ライフサイクルコストの抑制	〇〇年間に必要となる維持管理費、最低価格を満点とし、その他は（最低価格） / （提案価格）で按分 ^{※1}	10.0～ 0.0	10.0点
社会的要請への対応		施工時の断水回数、断水時間に関する提案（具体的な施工計画）	断水のない仮設計画、もしくは施工手順の工夫が見られる。	10.0	10.0点	
			断水回数、断水時間を極小とする工夫が見られる。	5.0		
			不適切ではないが、特段の工夫が見られない。	0.0		
		撤去品のリサイクル率（具体的な施工計画）	全ての撤去品がリサイクルされている。	全ての撤去品がリサイクルされている。	10.0	10.0点
				殆どの撤去品がリサイクルされている。	5.0	
				不適切ではないが、特段の工夫が見られない。	0.0	
合計点					50.0点	

※1 評価基準を数値方式とした場合。104-

(4) 評価結果

価格と技術の重みを均等に評価した例。価格評価点と技術評価点の満点をそれぞれ 50 点とし、一位満点方式により得点を付与した。

評価項目		配点	A社	B社	C社	
入札価格 (千円)		—	120,000	135,000	150,000	
企業の技術力	施工計画	当該工事において施工上配慮すべき事項	10.0点	5.0	5.0	10.0
	配置予定技術者の能力	技術者の専門技術力 (ヒアリング)	4.0点	2.0	4.0	2.0
		当該工事の理解度・取り組み姿勢 (ヒアリング)	4.0点	2.0	2.0	2.0
		技術者のコミュニケーション能力 (ヒアリング)	2.0点	2.0	2.0	2.0
企業の高度な技術力	総合的なコスト	ライフサイクルコスト	10.0点	8.0	9.0	10.0
	社会的要請への対応	施工時の断水回数、断水時間に関する提案(具体的な施工計画)	10.0点	0.0	5.0	10.0
		撤去品のリサイクル率	10.0点	5.0	5.0	10.0
合計点		50.0点	24.0	32.0	46.0	
技術評価点(加算点) (a) (1位満点方式※ ²)			26.1	34.8	50.0	

※² 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

加算方式(参考)	価格評価点 (1位満点方式) ※ ³	50.0	44.4	40.0
	技術評価点 (a)	26.1	34.8	50.0
	評価値 (価格評価点+技術評価点)	76.1	79.2	90.0
	入札結果	3位	2位	1位(落札)

※³ 最低入札価格の者に満点の 50 点を、他は最低入札価格を入札価格で除し 50 を乗じて算出した。

除算方式	技術評価点 (標準点+加算点 (a))	126.1	134.8	150.0
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.1051	0.0999	0.1000
	入札結果	1位(落札)	3位	2位

3-3. 高度技術提案型の事例

適用例 17. 監視制御設備工事（監視システムの広域化統合）（Ⅱ型を適用する場合）

(1) 工事の概要

本工事は、広域水道企業団の点在する13箇所の施設の監視制御機能を統合、集中化して運転・維持管理情報の一元管理を行い、プロセス情報を活用して最適な運転制御と維持管理を実現するための情報システムの構築を行うものである。この情報システムでは、企業団内の情報共有化とセキュリティ強化を図り、日報・年報などの報告書類作成や一般市民向けの水道情報提供サービスも実施する。

施工箇所：〇〇県〇〇市〇〇地内〇〇浄水場

〇〇市〇〇地内〇〇センター

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：監視制御システム新設工	1式
情報通信ネットワークシステム新設工	1式
データベース構築工	1式
既設データ移設工	1式
既設監視制御システム撤去工	1式
電源引込工	1式
電源ケーブル、信号ケーブル、通信ケーブル布設工	1式
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格^{※1}：850,000,000円

※1 公告の時点での予定価格は、予備(基本)設計などを基にして発注者が設定した工事価格であり、競争入札における予定価格とは異なる。

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
技術提案	<定量評価> ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費。 最低価格を満点とし、その他は（最低価格）/（提案価格）で按分する。※2	10.0 ～ 0.0	10.0 点	
	<定性評価> システム機能の適正	システムの信頼性、保守性、情報保護の安全性に関し、最新の技術による優位な工夫が見られる。	15.0	15.0 点	
		実績などから信頼性のあるシステムと認められるが、一部に明確にすべき追加事項がある。	8.0		
		仕様は満足しているが、一般的事項のみの記載である。	0.0		
	<定性評価> 品質管理方法	品質管理システムが十分に機能し、機能検証方法が具体的に記述されている。	5.0	5.0 点	
		品質管理システムを導入しているが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0		
	<定性評価> 環境対策	省資源、リサイクル率などが具体的に記述され、適切な環境対策がとられている。	5.0	5.0 点	
		環境対策として具体的な記述がない。 一般的な事項のみの記載である。	0.0		
	技術提案に係る 施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・詳細な工程計画 ・安全性	各種条件（製品出荷納期、関連工事との調整、将来計画等）を踏まえた工程計画であり、ライフサイクルコスト縮減、品質管理、安全対策等に十分な考慮がされている。	20.0	20.0 点
			各種条件を踏まえた詳細な工程計画である。	10.0	
不適切ではないが、一般的な事項のみの記載である。			0.0		
現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・技術的成立性 ・新技術等の実用性 ・新技術等の実績 ・技術開発の取り組み姿勢		施工実績があり通信網の保護、セキュリティ保護等を考慮した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。	15.0	15.0 点	
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や、経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	8.0		
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。	0.0		
合計点				70.0 点	

※2 評価基準を数値方式とした場合

(3) 技術提案の評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
企業の 高度な 技術力	技術提案	ライフサイクルコスト	10.0点	8.5	8.3	10.0
		システム機能の適正	15.0点	8.0	8.0	15.0
		品質管理方法	5.0点	0.0	5.0	5.0
		環境対策	5.0点	0.0	0.0	5.0
	技術提案に 係る施工計 画	現地の条件を踏まえた施 工計画の実現性	20.0点	10.0	10.0	10.0
		現地の条件を踏まえた新 技術新工法の適用性	15.0点	0.0	8.0	15.0
合計点 (a)		70.0点	26.5	39.3	60.0	

(4) 総合評価の結果

加算 方式 (参 考)	競争参加者	A社	B社	C社
	区分			
	技術評価点 (a)	26.5	39.3	60.0
	予定価格 ^{※3} (千円)	1,000,000		
	入札価格 (千円)	750,000	820,000	900,000
	価格評価点 ($100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$)	25.0	18.0	10.0
	評価値 (価格評価点 + 技術評価点)	51.5	57.3	70.0
入札結果	3位	2位	1位(落札)	

除算 方式	競争参加者	A社	B社	C社
	区分			
	技術評価点 (標準点 + 加算点 (a))	126.5	139.3	160.0
	予定価格 ^{※3} (千円)	1,000,000		
	入札価格 (千円)	750,000	820,000	900,000
	評価値 ($\text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100$)	0.0169	0.0170	0.0178
入札結果	3位	2位	1位(落札)	

※3 高度技術提案型では、技術提案の評価の結果、技術評価点が最も高い技術提案に基づいて競争入札における予定価格を算出するので、C社の技術提案を基に予定価格を作成したものである。

3-3. 高度技術提案型の事例

適用例18. 浄水場新設工事（膜ろ過浄水場機械・電気設備）（II型を適用する場合）

(1) 工事の概要

本工事は、膜ろ過方式による浄水量10万m³/日の浄水場の新設工事のうち、膜ろ過設備と薬品注入設備を設置するものであり、膜ろ過処理に付随する前処理設備、排水処理設備までを本工事の対象範囲とし、受変電設備、監視設備は本工事の対象範囲外とする。また、本工事で設置する設備全体の回収率は95%以上とする。

なお、本工事で設置する設備に必要な土木・建築設備については、本工事の受注者による詳細実施設計を受けて、詳細実施設計を実施し、別途工事にて発注する。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇浄水場

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：前処理設備工事	1式
膜ろ過設備工事	1式
薬品注入設備工事	1式
排水処理設備工事	1式

予定価格^{※1}：5,850,000,000円

※1：公告の時点での予定価格は、予備（基本）設計などを基にして発注者が設定した工事価格であり、競争入札における予定価格とは異なる。

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点
技術提案	<定量評価> ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費。 最低価格を満点とし、その他は（最低価格）/ （提案価格）で按分する。※2	10.0 ～ 0.0	10.0 点
	<定性評価> 膜ろ過システム機能	膜ろ過システムの信頼性、安全性、維持管理の 容易さ、保守体制に関し、最新の技術等による 優位な工夫が見られる。	15.0	15.0 点
		実績などから信頼性のあるシステムと認められ るが、一部に明確にすべき追加事項がある。	8.0	
		仕様は満足しているが、一般的事項のみの記載 である。	0.0	
	<定量評価> 回収率の向上	設計条件である95%を超える回収率が提案さ れた場合、最高改善率を満点とし、その他は（提 案改善率）/（最高改善率）で按分する。※2	10.0 ～ 0.0	10.0 点
	<定性評価> 環境対策	省資源、リサイクル率、リサイクル方法などが具 体的に記述され、適切な環境対策がとられている。	5.0	5.0 点
環境対策として具体的な記述がなく、一般的な事 項のみの記載である。		0.0		
<定量評価> 地球温暖化ガスの排 出抑制	〇〇年間の維持管理にともない排出される地球 温暖化ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）。 最低排出量を満点とし、その他は（最低排出量）/ （提案排出量）で按分する。※2	10.0 ～ 0.0	10.0 点	
施工計画	現地の条件を踏まえ た施工計画の実現性	各種条件（製品出荷納期、関連工事との調整、将 来計画等）を踏まえた施工計画であり、コスト縮 減、品質管理、安全対策等に十分な考慮がされて いる。	20.0	20.0 点
		各種条件を踏まえた詳細な工程計画である。	10.0	
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載であ る。	0.0	
合計点				70.0 点

※2 評価基準を数値方式とした場合

(3) 評価結果

評価項目		配点	A社	B社	C社	
企業の高度な技術力	技術提案	ライフサイクルコスト	10.0点	5.0	8.0	10.0
		膜ろ過システム機能	15.0点	0.0	8.0	15.0
		回収率	10.0点	0.0	8.0	10.0
		環境対策	5.0点	0.0	0.0	5.0
		地球温暖化ガス排出抑制	10.0点	7.0	8.0	10.0
	施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性	20.0点	10.0	10.0	10.0
合計点		70.0点	22.0	42.0	60.0	
技術評価点(加算点) (a) (1位満点方式を採用した場合 ^{※3})		70.0点	25.7	49.0	70.0	

※3 合計点の最高得点者に満点、他は比例配分して得点を付与した。

(4) 総合評価の結果

加算方式 (参考)	区分	競争参加者	A社	B社	C社
	技術評価点 (a)		25.7	49.0	70.0
	予定価格 ^{※4} (千円)		6,000,000		
	入札価格 (千円)		4,000,000	5,000,000	5,800,000
	価格評価点 (100×(1-入札価格/予定価格))		33.3	16.7	3.3
	評価値 (価格評価点+技術評価点)		59.0	65.7	73.3
	入札結果		3位	2位	1位(落札)

除算方式	区分	競争参加者	A社	B社	C社
	技術評価点 (標準点+加算点 (a))		125.7	149.0	170.0
	予定価格 ^{※4} (千円)		6,000,000		
	入札価格 (千円)		4,000,000	5,000,000	5,800,000
	評価値 (技術評価点/入札価格×100)		0.003142	0.002980	0.002931
	入札結果		1位(落札)	2位	3位

※4 高度技術提案型では、技術提案の評価の結果、技術評価点が最も高い技術提案に基づいて競争入札における予定価格を算出するので、C社の技術提案を基に予定価格を作成したものである。

3-4. 評価項目の配点手法

『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』では、評価項目ごとの配点については、工事特性や地域要件等に応じて適宜設定するものとしている。ここでは、配点設定の考え方について解説するとともに配点例を示す。

1) 評価項目の配点設定の考え方

評価項目の配点設定の考え方について、下記の資料を参考に要点を述べる。

参考資料：「評価の方法に関する解説（案）」、平成14年8月、公共事業評価システム研究会（国土交通省）

上記資料によると、評価項目の配点（重み）設定には次の2つの方法がある。

- ①直接評価法…重み付け設定者の主観に基づき直接的に設定する
- ②一対比較法…他の評価項目と一対比較を行うことにより間接的に重みを付ける

重みの設定方法

手法	手法の概要と特性	メリット	デメリット
直接評価法	<ul style="list-style-type: none"> ・全評価項目の重みを、同時に直接的に決定する方法。 ・一対比較法と比べて、各評価項目の重みの大きさにそれほど大きな差がつかない傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重み付け設定者の各評価項目に対する重みの評価を直接的に反映することができるため、右に示す同時決定に伴うデメリットが回避できれば、重み付け設定者の感覚に合致した結果が得られる。 ・一対比較法と比べ、重みの決定に計算等の煩雑な手続きを伴わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の評価項目の重みを同時に決定することは、一般的に困難であるため、適正な重みが得られない恐れがある。
一対比較法	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの評価項目の相対的重要度を、全ての評価項目ペアについて評価することによって、全評価項目の重みを計算によって決定する方法。 ・直接評価法と比べて、各評価項目の重みの大きさが極端に出る場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の評価項目の重みを同時に決定する必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重み付け設定者の各評価項目に対する重みの評価を直接的に反映することができないため、重み付け設定者の感覚に合わない結果が得られる恐れがある。 ・重みの決定に煩雑な計算等を伴う。

※「評価の方法に関する解説（案）」より

直接評価法では、有識者や担当者に対する「アンケート調査による方法」あるいは「重み付け設定者同士の協議による方法」がある。水道事業者が評価項目の重み付けを設定する場合は、アンケート調査に費用・時間を費やすことができないことが多いと推察され、担当者を中心に「重み付け設定者同士の協議による方法」により重みを設定することが一般的と考えられる。その際の留意点としては、次のことが挙げられる。

[重みの設定上の留意点]

※「評価の方法に関する解説(案)」より

複数の重み付け設定者が付けた重みの分布に顕著なピークが見られる場合(図10(a)、(b))には、分布の平均値や最頻値などを重みの代表値として設定することが適当と考えられる。



図10 重みの分布例(1)

しかし、分布のピークが複数ある場合(図11(c)、または顕著な)分布がなく分散が極めて大きい場合(図11(d))には、分布の平均値や最頻値を重みの代表値として設定することは適当とは言えない。



図11 重みの分布例(2)

重みの分布が図11のような形状になる理由としては、次の二つが考えられる。

- ①当該評価項目の内容や意味について重み付け設定者が十分に理解していない場合である。その要因としては、評価項目の説明が不十分であったり、重み付け設定者の知識不足などが考えられる。
- ②当該評価項目に対する重み付け設定者の価値観が大きく異なる場合である。

しかし、その理由として①又は②であるかを判断することは極めて困難であるため、その対応策として以下のような方法が考えられる。

- 重み付け設定者に対して集計した重みの分布を示した上で、例えば図13や図14のような重み付け結果の図を作成し、各重み付け設定者がどのような考えで重みをつけたかについてディスカッションをするこれにより各重み付け設定者は当該評価項目の内容や意味、他の重み付け設定者の考え方等について情報を得て、

理解を深めることができる。また、重み設定の手順は次のフローによることが望ましい。

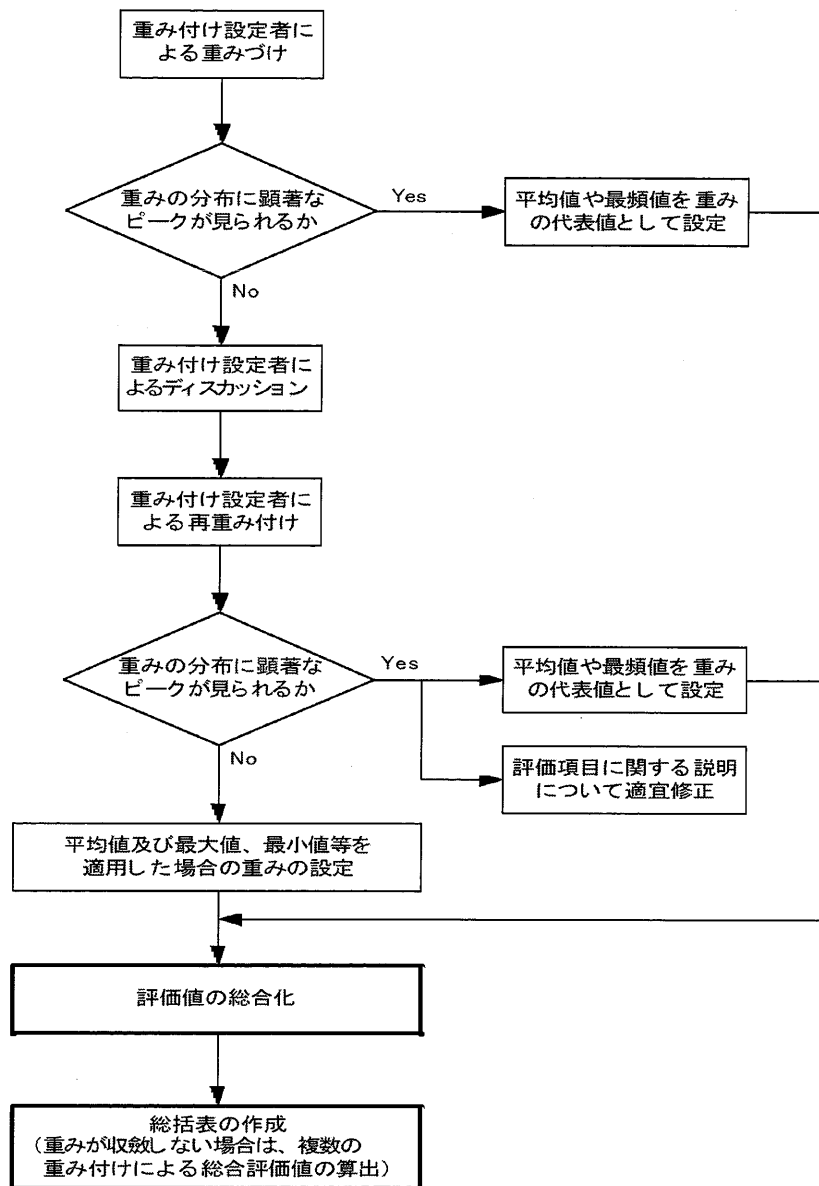


図 1 2 重みの設定フロー

※「評価の方法に関する解説（案）」より

2) 計算例

直接評価法による配点（重み）設定例を表 3-4. 1 に、一対比較法による配点（重み）設定例を表 3-4. 2 に示す。

表 3-4. 1 直接評価法による配点の設定例（本文 2-1-1 に掲載の表を再掲）

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	2.0	2.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去 10 年間の同種・同類工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0 点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去 2 年間の工事成績表定点の平均点	80 点以上	2.0	2.0 点
			70 点以上 80 点未満	1.0	
	70 点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0 点
2 級土木施工管理技士			0.0		
過去 10 年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無		同種工事の実績あり	1.0	1.0 点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去 2 年間の主任(監理)技術者の工事成績の工事評定点の平均点		80 点以上	2.0	2.0 点	
		70 点以上 80 点未満	1.0		
	70 点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0 点
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去 5 年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.5	2.5 点	
		活動実績なし	0.0		
その他	手持ち工事量	$A < 0.25$	1.5	1.5 点	
		$0.25 < A < 0.75$	1.0		
		$0.75 < A < 1.25$	0.5		
		$1.25 < A$	0.0		
合計点					20.0 点

表 3-4. 2 一対比較法による配点の設定例

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	4.0	4.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	2.0	2.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去 10 年間の同種・同類工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	0.5	0.5 点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績表定点の平均点	80 点以上	2.0	2.0 点
			70 点以上 80 点未満	1.0	
	70 点未満		0.0		
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	0.5	0.5 点
			2級土木施工管理技士	0.0	
		過去 10 年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	0.5	0.5 点
類似工事の実績あり			0.0		
過去 2 年間の主任(監理)技術者の工事成績の工事評定点の平均点		80 点以上	2.0	2.0 点	
		70 点以上 80 点未満	1.0		
	70 点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0 点
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	3.0	3.0 点	
		活動実績なし	0.0		
その他	手持ち工事量	$A < 0.25$	1.5	1.5 点	
		$0.25 < A < 0.75$	1.0		
		$0.75 < A < 1.25$	0.5		
		$1.25 < A$	0.0		
合計点					20.0 点

一対比較法による重みの設定例 (1)

※この計算例では、評価項目の数が11項目と多いため、項目の階層ごとに重みを設定する。

(一対比較の項目数は9項目以内。)

すなわち、次の手順で重みを設定する。

①「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「その他」の3項目の重みを設定する。

②「企業の技術力」の施工計画…の8項目の重みを設定する。

③「企業の信頼性・社会性」の2項目の重みを設定する。

④①～③で得られた重みを総合化する。

※①は3項目、③は2項目なので、②の8項目を一対比較で設定する。

①「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の重み設定

評価項目	重み
企業の技術力	0.7
企業の信頼性・社会性	0.2
その他(手持ち工事量)	0.1
計	1.0

②「企業の技術力」の8項目の重み設定(次頁より)

評価項目	評価項目	記号	重み
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	a 0.230
		工期設定の適切性	b 0.279
		一般通行車両及び歩行者の交通整理の適切性	c 0.116
企業の施工実績		過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	d 0.048
		過去2年間の工事生成期評定点の平均点	e 0.116
配置予定技術者の能力		主任(監理)技術者の保有する資格	f 0.048
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	g 0.048
		過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	h 0.116
計			1.000

③「企業の信頼性・社会性」の重み設定

評価項目	重み	
地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	0.3
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無		0.7
計		1.0

④①～③で得られた重みの総合化

評価項目	評価項目	重み	配点 (計算値)	配点 (調整値)		
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	0.161	3.0	3.0	
		工期設定の適切性	0.195	4.0	4.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通整理の適切性	0.081	1.5	2.0	
	企業の施工実績		過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	0.033	0.5	0.5
			過去2年間の工事生成期評定点の平均点	0.081	1.5	2.0
	配置予定技術者の能力		主任(監理)技術者の保有する資格	0.033	0.5	0.5
			過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	0.033	0.5	0.5
			過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	0.081	1.5	2.0
企業の信頼性・社会性	地理的条件	0.060	1.0	1.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	0.140	3.0	3.0		
その他	手持ち工事量	0.100	2.0	1.5		
計		1.000	19.0	20.0		

(注)調整値は項目内での配点内訳及び合計値により調整した値

一対比較法による重みの設定例(2)

「企業の技術力」の重みの設定

※この計算例は、下表の評価項目a~hの重みの設定例を示すものである。

手順はつぎのとおり。(①~③:重みの計算、④~⑥:計算結果のチェック)

- ① a~hの一対比較を行い、2項目間の一対比較値(1/9~9)を記入する。
- ② 一対比較表の各行の一対比較値の幾何平均を算出する。
- ③ 幾何平均の合計を1.0として「重み」を算出する。
- ④ 一対比較の整合度をチェックするため、一対比較値に各列の重みを乗ずる。
- ⑤ 各行の合計を重みで除して、合計する。
- ⑥ 整合度=(⑤の合計値-項目数)/(項目数-1)を算出する。

評価項目	評価項目	記号	重み	
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	a	0.230
		工期設定の適切性	b	0.279
		一般通行車両及び歩行者の交通整理の適切性	c	0.116
	企業の施工実績	過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	d	0.048
		過去2年間の工事生成期評定点の平均点	e	0.116
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	f	0.048
		過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	g	0.048
		過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	h	0.116
	計		1.000	

一対比較表

	前	後	a	b	c	d	e	f	g	h	幾何平均	重み	
a			1	1	3	3	3	3	3	3	2.280	0.230	
b			1	1	3	5	3	5	5	3	2.761	0.279	
c			1/3	1/3	1	3	1	3	3	1	1.147	0.116	
d			1/3	1/5	1/3	1	1/3	1	1	1/3	0.472	0.048	
e			1/3	1/3	1	3	1	3	3	1	1.147	0.116	
f			1/3	1/5	1/3	1	1/3	1	1	1/3	0.472	0.048	
g			1/3	1/5	1/3	1	1/3	1	1	1/3	0.472	0.048	
h			1/3	1/3	1	3	1	3	3	1	1.147	0.116	
											計	9.898	1.000

一対比較値

意味	前	後	逆
同程度である			1
若干重要である			3
重要である			5
かなり重要である			7
絶対に重要である			9

注 2,4,6,8,1/2,1/4,1/6,1/8は上記の補間的に用いる

整合度のチェック

	前	後	a	b	c	d	e	f	g	h	計	計/重み
a			0.23	0.279	0.348	0.143	0.348	0.143	0.143	0.348	1.9816	8.605
b			0.23	0.279	0.348	0.238	0.348	0.238	0.238	0.348	2.2678	8.131
c			0.077	0.093	0.116	0.143	0.116	0.143	0.143	0.116	0.9467	8.169
d			0.077	0.056	0.039	0.048	0.039	0.048	0.048	0.039	0.3915	8.209
e			0.077	0.093	0.116	0.143	0.116	0.143	0.143	0.116	0.9467	8.169
f			0.077	0.056	0.039	0.048	0.039	0.048	0.048	0.039	0.3915	8.209
g			0.077	0.056	0.039	0.048	0.039	0.048	0.048	0.039	0.3915	8.209
h			0.077	0.093	0.116	0.143	0.116	0.143	0.143	0.116	0.9468	8.169
											平均	8.233

項目数 8

整合度 0.033 <0.15~OK

一対比較値 × 重み

注

- ・幾何平均による算出は簡便法である。正確な計算は固有値計算によること。
- ・項目数は9以下とする。
- ・整合度は0.10以下(場合により0.15以下)を合格とする。

4. 参考資料

4-1. 入札公告の例

<入札公告（事業体によっては、「調達公告」という名称の場合もあります）>

- ◇ 通常の一般競争入札公告（各事業体における既存の形式のもの）に、総合評価方式に係る事項を追加するものとする。以下に例を記す。

入 札 公 告（例）

総合評価一般競争入札の施行

次のとおり、「〇〇線口径△△mm給水管新設工事」の工事について、総合評価一般競争入札を行う。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市長 水道 太郎

- 1 入札参加資格
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 2 入札参加手続等
（※既存の一般競争入札公告に次の事項を加える）
総合評価一般競争入札に係る技術資料についての評価方法及び落札者決定基準の詳細については、工事ごとの総合評価方式入札説明書（以下「入札説明書という。」）に定める。
- 3 入札方法等
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 4 入札の無効
（※既存の一般競争入札公告に次の事項を加える）
技術資料の提出をしない者が行った入札。
- 5 入札参加資格の確認
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 6 技術資料の審査及び技術評価点の算出
技術資料の審査及び技術評価点の算出については、工事ごとに定める入札説明書に基づき行う。
- 7 落札者の決定
 - (1) 6により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、入札説明書に定める方法により評価値を算出する。
 - (2) 次に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち(1)により算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札者が提出した技術資料が、入札説明書で明示する技術資料の要求要件をすべて満たしていること。
 - ウ 本市及びこの公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 8 入札保証金及び契約保証金
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 9 契約金の支払い方法
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 10 入札手続き
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 11 その他
(※既存の一般競争入札公告に同じ)



4-2. 入札説明書の例

入札説明書(例)

(冒頭には、総合評価方式による入札である旨を明記する)

【記載例】〇〇市の平成〇〇年〇月〇日に公告した総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に対する事項

- (1) 工事名 ○○○○
- (2) 工事場所 ○○○○
- (3) 工事概要 ○○○○
- (4) 工期 ○○○○
- (5) 予定価格 ○○○○
- (6) 本工事は、入札時に施工計画等に関する資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用します。
- (7) その他 入札公告のとおり。

2 提出書類及び提出方法

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 入札公告に定める入札参加資格に関する提出書類(記載内容を証明する書類を含む。以下「入札参加資格確認資料」という。)1部。

イ 別表-1に定める書類(記載内容を証明する書類を含む。以下「技術資料」という。)3部。

(2) 提出先

〇〇市△丁目△番地

〇〇市契約課

電話 〇〇(△△)××××

(3) 提出方法

直接持参してください。

(4) 提出期間

平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで)。

(5) その他

ア 入札参加資格確認資料及び技術資料の未提出及び不完全な場合は、当該入札を無効とします。

イ 入札参加資格資料及び技術資料の作成に要する費用は、入札者の負担とし、提出された資料は返還しません。

高度技術提案型において、提出を求める提案の作成費用が、従来よりも過大になると想定される場合があります。これらの費用について発注者が一定の負担を行うことについては、今後検討する必要があります。

ウ 入札参加資格は、入札公告本文〇〇に定めるとおりです。

3 入札説明書及び技術資料作成に関する質問、回答等

入札説明書及び技術資料作成に関する質問がある場合は、「現場説明に対する質問書」により、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）に次の担当部署に提出してください。回答はすべての入札者に通知します。なお、評価基準に関する質問に関しては受け付けません。

〇〇市△丁目△番地
〇〇市水道建設課
電話 〇〇(△△)××××

〇〇市△△掲示板に掲示します。(または、〇〇課にて閲覧に供します)

4 技術資料の評価項目及び評価基準 別表-2のとおり。

5 技術資料の要求要件

各評価項目において記載がないもの及び無関係の記載等不適切な内容の場合は、要求要件を満たしていないものとし、当該項目における評価点は付与しません。

6 入札及び開札

- (1) 入札は〇〇（郵送または電子入札）により行います。
- (2) 入札方法等は入札公告本文〇〇に定めるとおりです。
- (3) 入札期間は、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）とします。

「欠格」とし、競争参加資格を認めないとしている事例もあります。

7 総合評価方式による評価の方法

(1) 技術資料の審査及び技術評価点の算出

ア 提出された技術資料について、別表－2の技術資料の評価基準に基づき、厳正かつ公平に評価、審査します。

イ 審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

ウ 技術資料の内容審査の結果、要求要件を満たしている場合は、次のとおり技術評価点を算出します。

<除算方式>

評価項目ごとに評価基準に基づき加算点を加え、技術評価点を算出します。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (満点は〇〇点)}$$

<加算方式>

技術評価点の満点は、〇〇点とします。

(2) 評価値の算出

(1)により技術評価点を算出した後、開札を行い、次の式により評価値を算出します。

<除算方式>

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格})$$

入札価格：消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

評価値：評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

<加算方式>

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

入札価格：消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

予定価格：入札公告のとおり。

価格評価点：価格評価点は、小数点第4位未満を切り捨てます。

評価値の比較がしやすい数値(桁)になるよう、入札価格の単位を設定します。

※ [] 内は、除算方式または加算方式のいずれかを選択し、該当する方式のみを記載します。

8 落札者の決定方法

- (1) 上記7により算出した評価値の最も高い者を落札予定者とします。なお、評価値の最も高い者が2名以上いるときは、当該者によるくじ引きにより、落札予定者を決定します。
- (2) 落札予定者となるべき者の入札価格が、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者予定者とすることがあります。
- (3) 落札予定者が決定した後に、学識経験者の意見聴取を行い、その結果を考慮し、落札者を決定します。

9 評価結果等の公表

評価結果等（落札者及び入札者の評価結果等）は、落札者決定後、〇〇市ホームページで公表します。

ホームページ未設定の市町村においては、掲示板にて掲示など。

10 技術提案内容の履行確認及び留意事項

- (1) 技術提案書に記載された内容については、自然災害等不可抗力により達成されない場合を除き、落札者の責により入札時の評価内容が履行されなかった場合は、工事成績評定点を減じます。
- (2) 特に悪質と認められる場合は、虚偽記載として、指名停止基準に基づく指名停止措置を行います。
- (3) 前項に加え、落札者が達成できなかった内容を削除した技術評価点を再計算し、評価値が落札決定時と同一になるよう入札価格を算出し、その額と当初入札額の差額を違約金として徴収する場合があります。
- (4) 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。

11 契約変更等の取り扱い

技術提案に係る設計変更等は原則として行いません。ただし、次の場合には設計変更等の対象とする場合があります。

- (1) 自然災害等の不可抗力により、地形、施工条件に変更が生じた場合。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元要望等）により、新たな対応の必要が生じた場合。

12 入札結果の説明

入札者は、評価結果等の公表があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、当該入札者本人による技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面により説明を求めることができます。市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、請求を行った者に対して書面により回答します。



提出する技術資料

分類 資料	評価分類	評価項目	具体的評価項目	添付資料	様式
技 術 資 料	技術資料提出書 (表紙)				
	企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性		
			工期設定の適切性		
			一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性		
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績	施工実績を証明する書類（契約書の写し又はコリンズ登録の写し等）	
		工事成績評定点の実績	過去2年間の同種・類似工事での成績評定点の平均点	評定点が記載されている工事完成検査結果通知書の写し	
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格	主任（監理）技術者の保有する資格		
		配置予定技術者の施工経験	過去10年間の主任（監理）技術者の同種・類似工事の施工経験	施工経験を証明する書類（コリンズ登録の写し等）	
		配置予定技術者の携わった工事の評定点	過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績の工事評定点の平均点	評定点が記載されている工事完成検査結果通知書の写し	
	企業の社会性・信頼性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	主たる営業所の所在地を証明する書類（建設業の許可申請書の写し等）	
		〇〇市災害協定等に基づく活動実績	過去5年間の〇〇市災害協定に基づく活動実績の有無		

P16「表2-1.2」及びP18「表2-1.3」の評価項目から当該工事に該当する項目を選択します。

別表-2

評価項目及び評価基準

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績表定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
2級土木施工管理技士			0.0		
過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無		同種工事の実績あり	1.0	1.0点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績の工事評定点の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	2.0	2.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点					20.0点

4-3. 水道工事等総合評価方式実施要綱の例

※ 総合評価方式の実施にあたっては、この実施要綱を必ず制定しなければなりません。

実施要綱（仮称）（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇市が発注する水道工事請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が〇〇市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 総合評価方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する性能・機能、技術等（以下「技術提案」という。）を採用することにより、工事費及び工事に関して生ずる補償費等の支出額並びに維持管理費等のライフサイクルコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (2) 入札者が提示する技術提案を採用することにより、当該工事目的物の品質、持続性、強度、安定性等の性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (3) 入札者が提示する秘術提案を採用することにより、環境の保全、交通の確保、安全対策、省資源化、リサイクル推進等に関する対策の達成に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札価格に加えて、入札者が提示する技術提案を総合的に評価することにより、価格のみによる入札方式に比し、本市に有利となることが認められる工事。

（実施方式）

第3条 総合評価方式の実施方式は、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さく、難易度がそれほど高くない工事において、適切で確実な施工能力を評価するために、施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を総合的に評価するもの。
- (2) 標準型 技術的な工夫の余地が大きく、前号に加えて、安全対策、交通や環境対策、工期短縮などの技術提案を実施することにより、工事の品質を高める能力を入札価格と総合的に評価するもの。
- (3) 高度技術提案型 総合的なコストの縮減、工事目的物の性能と機能の向上、社

会的要請への対応などに関する技術提案と、技術提案の具体的な施工計画について入札価格と総合的に評価するもの。

除算または加算のいずれかを選択し該当する方式のみを記載します。

2 総合評価方式の評価の方法は除算方式（加算方式）とし、技術評価点を入札金額で除して評価値を算定する。なお、当該工事の特性を考慮して、その他の方式を採用することができるものとする。

<除算方式>

$$\text{評価値（点）} = (\text{技術評価点（点）} / \text{入札価格（円）}) \times 10,000,000 \text{（円）}$$

技術評価点 = 基準点 + 加算点

基準点 : 入札者に一律付与する得点（100点）。

加算点 : 技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準に基づき算定した得点。

入札価格 : 消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

評価値 : 評価値は、小数点第4位未満を切り捨てます。

<加算方式>

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

入札価格 : 消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

予定価格 : 入札広告のとおり。

価格評価点 : 価格評価点は、小数点第4位未満を切り捨てます。

※ [] 内は、除算方式または加算方式のいずれかを選択し、該当する方式のみを記載します。

（落札者の決定）

第4条 市長は、前項により算出した評価値の最も高いものを落札者として決定する。

2 前項の落札者の決定において、評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、次に掲げる事項について、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)2人以上の意見を聴取(以下「意見聴取」という。)するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を行おうとするとき、当該工事が総合評価一般競争入札によることの適否。
- (2) 落札者決定基準を定めようとするとき、当該工事の落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項。
- (3) 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が〇〇市にとって最も有利なもの決定。

2 前項の意見聴取は、原則として工事ごとに行うものとする。

(総合評価一般競争の適用及び落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条の意見聴取の結果を考慮し、当該工事の総合評価一般競争入札によることの適否及び落札者決定基準を決定するものとする。

2 市長は、特に技術的難易度の高い標準型及び高度技術提案型の採用においては、総合評価一般競争入札によることの適否、落札者決定基準の決定について、別に定める委員会の審議に付して決定することができる。

(実施要領書)

第6条 市長は、当該工事の技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価方式入札説明書(以下「入札説明書」という。)を、工事ごとに定めるものとする。

2 入札説明書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 技術資料の提出期限等、契約までの全体スケジュールについて
- (2) 技術資料の評価項目及び評価基準、配点について
- (3) 技術資料の要求要件について
- (4) 落札者の決定基準及び決定方法について
- (5) 総合評価方式による評価結果を公表することについて
- (6) 技術提案等が達成されなかったときの取り扱い(ペナルティ)について
- (7) その他必要な事項について

(入札公告)

第7条 市長は、総合評価方式を実施する際には、〇〇市契約規定△△条△項各号に規定

する事項に加えて、次の事項についても公告する。

- (1) 総合評価方式により一般競争入札を実施すること
- (2) 評価基準等に関する事
- (3) 落札者決定に関する事

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、当該工事の入札公告に定めた提出書類等により、入札参加者の入札参加資格等について確認するものとする。

(技術提案等の審査及び評価)

第9条 市長は、入札参加者から提出された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮し、あらかじめ設定している評価基準に基づき審査、評価する。

- 2 市長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料等について、当該入札参加者にヒアリングを実施することができる。
- 3 市長は、技術提案の内容が要求要件に合致していない場合や、確実な施工ができずに不適切であると判断できる場合は、当該技術提案を不採用とすることができる。
- 4 市長は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 5 市長は、特に技術的難易度の高い標準型及び高度技術提案型においては、技術提案等の審査及び評定について、別に定める委員会の審議に付して、技術評価点を算出することができる。

(評価結果等の公表)

第10条 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(評価結果の説明)

第11条 入札者は、第10条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、当該入札者本人による技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(落札者の施工方法等)

第12条 落札者は技術提案に基づき施工することを基本とし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。ただし、次の場合には設計変更等の対象とすることができる。

- (1) 自然災害等不可抗力により、地形、施工条件に変更が生じた場合。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元要望等）により、新たな対応の必要が生じた場合。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案内容の不履行)

第14条 自然災害等不可抗力により達成されない場合を除き、落札者の責により入札時の評価内容が履行されなかった場合は、工事成績評定点を減ずることとする。

- 2 特に悪質と認められる場合は、虚偽記載として、指名停止基準に基づく指名停止措置を行うものとする。
- 3 前項に加え、落札者が達成できなかった内容を削除した技術評価点を再計算し、評価値が落札決定時と同一になるよう入札価格を算出し、その額と当初入札額の差額を違約金として徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(目的)

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

- 第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

- 第7条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

- 第8条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
 - 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
 - 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

- 第9条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

- 第10条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

- 第11条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

- 第12条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができるものと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第4条から第8条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

- 第13条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。
- 2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

- 第14条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

- 第15条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4-5. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針について

平成17年8月26日 閣議決定

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事を施工することとなり、公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門工事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書を作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることと

し、経営事項審査の結果や必要に応じ工事实績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

（2）個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

（1）技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

（2）技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関して

は、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

（３）技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

（４）高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに

要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるると認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。



【地方自治法】

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
 - 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
 - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
 - 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

4-7. 水道事業における総合評価方式の実施事例

水道事業者における総合評価方式の実施事例は各事業者のホームページで閲覧することができる。総合評価方式を導入するにあたり本手引きと併せて参照されたい。

水道事業者名	ホームページURL
東京都水道局	東京都水道局ホームページ > 契約情報 > 入札情報サービス http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/
横浜市水道局	横浜市水道局ホームページ > 入札・契約情報 > 横浜市報調達公告版 http://www.city.yokohama.jp/
名古屋市 上下水道局	名古屋市上下水道局ホームページ > 入札契約関係 > 名古屋市調達システム > 調達情報サービス http://www.water.city.nagoya.jp/
札幌市水道局	札幌市水道局ホームページ > 事業をされている方へ http://www.city.sapporo.jp/suido/
静岡市企業局	静岡市企業局ホームページ > 契約情報 > 建設工事及び建設業関連業務委託 http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html

平成 19 年 10 月現在

※ 水道事業者における総合評価方式の実施事例については、(社)日本水道協会ホームページにおいても掲載する予定である。

(社)日本水道協会ホームページURL <http://www.jwwa.or.jp>

5. 今後の方向性と課題

国は、公共工事の入札及び契約の透明性、競争の公平性や品質の確保を図るため、品確法を制定し、国や地方公共団体などの関係機関において工事を執行する場合、積極的に総合評価方式の導入・拡大に努める様指導している。

こうした背景から水道事業においても、総合評価方式を導入する事業者は、今後、年々増加することが予想される。

しかし、中小規模の水道事業者では、この方式を取り組むにあたって、組織的に十分対応できないといった意見が多く、本件に関する水道事業者へのアンケートや事業規模別の聞き取り調査を行った結果にも表れている。従って、総合評価方式で工事を執行するにあたり現段階で、中小規模の水道事業者で問題となっている主な課題と今後の方向性について整理する。

1) 総合評価方式の実施にあたって

本手引きは、中小規模の水道事業者が総合評価方式を導入する際に活用しやすいよう、評価項目等をできるだけ具体的に例示し作成したものである。今後、日本水道協会（以下「日水協」という。）では、これに関して以下のような取り組みを行うとともに、水道事業者の要請に応じて、助言に努める。

- (1) 総合評価方式の導入を促進するため、日水協は作成した手引きの内容や活用について全国の水道事業者への幅広い広報。
- (2) 全国の水道事業者において実施された総合評価方式の事例を、日水協のHP上や水道協会雑誌等での紹介。
- (3) 全国の実施事例をフィードバックしつつ、今回、作成した手引きの内容の充実を図る。

2) 学識経験者の意見聴取について

学識経験者の選定については、総合評価方式の実施にあたっての課題としてあげられるが、特に中小規模の水道事業者においては、その選定が困難な状況も推測される。

学識経験者には、本手引き10頁の『5) 学識経験者の意見聴取』で記述しているように、別組織の公共工事の発注者としての実務経験を有している者も含まれるとされている。そのため、水道工事における実務経験を有している者を選定する際、同一都道府県の行政機関への協力要請や日水協の各地方支部や都府県支部内で技術協力をする事などが考えられる。

また、選定が困難な場合や特殊な案件の場合は、以下に示す資格者から選定することも一つの可能性として考えられる。但し、本手引きでも明示している様に、学識経験者の選定にあたっては、技術力、実務経験の担保や中立かつ公平性の確保が出来るかどうかの慎重な判断が必要である。

なお、日水協では、学識経験者の意見聴取が総合評価方式実施の支障とならないよう、以下に示す資格を有する者を活用するための環境整備について、引き続き検討を行う。

(1) 日本水道協会特別会員^{※1}（平成19年9月1日現在605名）

(2) 水道施設管理技士^{※2}

① 水道施設浄水管理技士1級登録者（平成19年9月1日現在350名）

② 水道施設管路管理技士1級登録者（平成19年9月1日現在116名）

(3) 水道顧問技師会^{※3}（平成19年9月1日現在755名）

※1 日本水道協会の個人会員であり、入会にあたっては、「水道について学識または経験のある者」とされている。

※2 民間企業又は水道事業者等の技術業務経験者等を対象として、水道施設維持管理の技術力を知識、経験、試験等によって評価、判定のうえ、水道施設管理技士として認定・登録することにより、水道事業における技術上の業務の円滑な運営に資することを目的としている。本資格は法律に基づくものではなく、水道界の要望に基づく任意の自主資格として認定・登録を行うものである。

※3 水道技術の向上に寄与することを目的とした会であり、上下水道部門、衛生工学部門の技術士法に基づく第2次試験合格者で希望する者が会員となっている。

3) 技術提案の審査・評価等の体制整備について

中小規模の水道事業者は、技術職員が少ない場合が多く、技術提案の審査・評価等の事務を自ら実施することが困難である場合も想定される。このような水道事業者では、国及び都道府県に支援を求めるとともに、公益法人等の第三者組織を活用することも考えられるが、それらの活用にあたっての課題を以下に示す。

発注関係事務の一部または全部を行わせることができる者の選定にあたっては、基本方針第2の8(2)において、「当面は公共工事を発注する地方公共団体等に対して、設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をはじめとしながら、民間企業等についても、技術的能力及び公正性等を確保することを基本的要件として、選定の対象にすることができる」としている。こうした支援機関については、今後、導入を予定する事業者の動向や支援する内容、支援可能な第三者組織の選定、その適切な報酬規定等について十分検討していくことが重要であり、日水協においても水道事業者に対する支援のあり方について引き続き検討を行うこととしている。

4) 水道事業者における取り組み

総合評価方式を導入する場合には、以下の様な点に留意して対応していくことが望ましい。

- (1) 工事成績や工事施工実績等のデータ蓄積・活用が不可欠であるため、それらを活用するための環境整備に努める。
- (2) 水道事業者において、新たに総合評価方式を導入した場合のメリット、デメリット等を整理し、各々の事業者の実態にあわせて実施する。
- (3) 水道以外の他の部局の工事で総合評価方式を採用している場合、それらとの整合性を図る。
- (4) この方式の導入にあたっては、工事の執行経過や結果を入札参加者はもとより議会や市民等に積極的に情報公開し、理解を得ることに努める。



審議経過

1) 水道事業における調達方式のあり方に関する検討会

第1回 平成18年9月25日(月)

(議題)

- ・ 正・副委員長の選出について
- ・ 小委員会の設置について

第2回 平成19年3月14日(水)

(議題)

- ・ 調達方式検討小委員会の検討方針について
- ・ 総合評価導入検討小委員会の検討方針について
- ・ 業務委託等検討小委員会の検討方針について

第3回 平成19年7月13日(金)

(議題)

- ・ 調達方式検討小委員会中間報告について
- ・ 総合評価導入検討小委員会中間報告について
- ・ 業務委託等検討小委員会中間報告について

第4回 平成19年9月25日(火)

(議題)

- ・ 調達方式検討小委員会最終報告について
- ・ 総合評価導入検討小委員会最終報告について
- ・ 業務委託等検討小委員会最終報告について

2) 総合評価導入検討小委員会 (ワーキンググループ会議を除く)

第1回 平成18年11月28日(火)

(議題)

- ・ 正・副委員長の選出について
- ・ 総合評価導入検討小委員会検討スケジュールについて
- ・ 総合評価導入検討小委員会での検討内容について
- ・ 総合評価導入における検討課題について

第2回 平成19年2月21日(水)

(議題)

- ・ 経過報告
- ・ 検討課題について
- ・ 将来の取り組みについて

第3回 平成19年6月22日(金)

(議題)

- ・ 経過報告
- ・ 総合評価導入の手引き(案)について
- ・ 日本水道協会の役割について

第4回 平成19年9月7日(金)

(議題)

- ・ 経過報告
- ・ 水道事業における総合評価導入に関する手引き(案)について

委員名簿

1) 水道事業における調達方式のあり方に関する検討会

委員長	東海大学工学部土木工学科教授	茂庭竹生
副委員長	東京都水道局建設部長	原 蘭一矢
委員	札幌市水道局総務部総務課長	木内二郎
”	仙台市水道局給水部参事兼計画課長	藤井秀男
”	福島地方水道用水供給企業団施設管理課課長補佐兼施設第一係長	井手正典
”	横浜市水道局浄水部川井浄水場長	清塚雅彦
”	名古屋市上下水道局技術本部計画部主幹(技術審査)	岡田隆彦
”	大阪市水道局工務部技術監理担当課長	出口恭司
”	広島市水道局財務課契約担当課長	高野靖夫
”	松江市水道局業務部総務課管財入札検査室長	石橋靖久
”	福岡市水道局計画部技術管理課長	石橋正秀
”	全国上下水道コンサルタント協会上水道委員長	戸來伸一
”	日本水道工業団体連合会調達方式検討委員会委員	小須田徹夫
前委員	札幌市水道局総務部長	湯浅繁男
”	福島地方水道用水供給企業団施設管理課施設第一係長	谷津俊宏
”	東京都水道局建設部長	長岡敏和
”	横浜市水道局施設部技術監理課長	石井則行
”	大阪市水道局工務部工事監理担当課長	河本真治

※ 前委員の職名は解嘱当時の職名による

2) 総合評価導入検討小委員会

委員長	名古屋市上下水道局技術本部計画部主幹(技術審査)	岡田隆彦
副委員長	神奈川県企業庁水道電気局水道施設課浄水電機班副技幹	大内 禎
委員	仙台市水道局業務部企画財務課契約係長	庄子勝喜
”	東京都水道局建設部技術管理課技術管理担当係長	今入 隆
”	横浜市水道局施設部技術監理課設計基準係長	望月 幸
”	大阪市水道局工務部担当係長(積算基準)	瀧川典一
”	福岡市水道局総務部契約課主査(入札制度担当)	原田康司
”	全国上下水道コンサルタント協会上水道委員会委員	竹村雅之
”	全国上下水道コンサルタント協会上水道委員会委員	塚田晴英
”	日本水道工業団体連合会調達方式検討委員会委員	小須田徹夫
”	日本水道工業団体連合会調達方式検討委員会委員	与三本 毅
”	(代)日本水道工業団体連合会調達方式検討委員会委員	池田和隆
前委員	仙台市水道局業務部企画財政課主幹兼契約係長	菅原秀之
”	横浜市水道局施設部技術監理課技術指導係長	森井淳司
”	全国上下水道コンサルタント協会上水道委員会委員	杉江正嗣

※ 前委員の職名は解嘱当時の職名による

参考文献：

公共工事における総合評価方式活用ガイドライン

(公共工事における総合評価方式活用検討委員会) [平成 17 年 9 月]

高度技術提案型総合評価方式の手続きについて

(公共工事における総合評価方式活用検討委員会) [平成 18 年 4 月]

公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告～総合評価方式適用の考え方～

(国土交通省国土技術政策総合研究所) [平成 19 年 3 月]

総合評価方式使いこなしマニュアル第 2 版 (国土交通省) [平成 19 年 3 月]

「評価の方法に関する解説 (案)」 (公共事業評価システム研究会 (国交省))

[平成 14 年 8 月]